

多重債務問題及び消費者金融等に関する懇談会・提出資料

- 第1 破産・個人再生事件の状況
- 第2 総量規制の潜脱（銀行および貸金業者）
- 第3 ギャンブルのためのクレジット利用（クレジット会社）
- 第4 大量広告事務所問題（弁護士）

2025年10月1日

せたがや市民法律事務所 弁護士 三 上 理

第1 破産・個人再生事件の状況

1 個人破産の件数推移

【2003～2015】

個人の自己破産件数は、改正貸金業法（2006.12成立、2010.6完全施行）の成果として、2015年まで、減少を続けてきたが、

【2016～2019】

2016年～2019年には、いったん、増加に転じた。その背景には、銀行カードローンによる過剰融資の問題（総量規制の潜脱）があったと考えられた。

【2020～2022年】

そのため、銀行カードローン問題への対策として、全銀協の自主規制や、金融庁の検査等の取組が行われると、2020年～2022年には、また少し減少したが、

【2023～現在】

2023年、2024年と再び増加に転じている。2024年には、2013年以降の最高値となっている。

→最近では、大量広告事務所（弁護士・司法書士）により、本来、自己破産を利用すべき債務者が任意整理に誘導されていることを考えると、

本来、自己破産を利用すべき多重債務者の数は、統計上の数値以上に、増加している可能性がある。新たな対策が必要なのではないか。

第1 破産・個人再生事件の状況

2 破産理由（多重債務に陥った原因）

日弁連は、全国の各弁護士会を通じて、各地裁において、破産事件・個人再生事件の確定記録を調査している（破産は1992年～、個人再生は2002年～、最近は3年ごと）。

2023年破産事件及び個人再生事件記録調査

日弁連の調査によると、破産理由（多重債務に陥った原因）は、生活苦・低所得（2023年：65.86%）、病気・医療費（2023年：26.44%）が占める割合が大きいことは、以前から一貫した傾向であるが、最近では、事業資金（2014年：21.37%→2023年：12.73%）、住宅購入（2014年：16.05%←2023年：6.08%）は減少している。

他方で、生活用品の購入（2014年：11.21%→2023年：18.00%）やクレジットカードによる購入（2014年：6.61%→2023年：11.68%）の増加が顕著である。これには、キャッシュレス決済が普及し、増加してきたことが影響していると考えられる。

また、ギャンブル（2014年：3.87%→2023年：9.89%）、浪費・遊興費（2014年：5.97%→2023年：12.81%）、投資（株式、会員権、不動産等）（2014年：1.21%→2023年：3.33%）も、顕著に増加している。

個人再生でも、ギャンブル（2014年：11.02%→2023年：20.05%）、浪費・遊興費（2014年：16.53%→2023年：23.29%）、投資（株式、会員権、不動産等）（2014年：3.39%→2023年：5.17%）は、顕著に増加している。

第1 破産・個人再生事件の状況

3 破産者の収入と負債額

2023年調査では、破産者の平均月収は138,038円であり、月収20万円未満：73.65%、月収25万円未満：86.14%、月収30万円未満：93.03%であるが、

負債額は、100万円以上：88.97%、200万円以上：72.59%、300万円以上：59.13%、400万円以上：48.42%である。

破産者の多くは、年収を超える金額の負債を抱えている。当職の経験でも、破産者は、年収の2倍、3倍～の負債を抱えていることが普通である。

もちろん、上記の調査では「契約時の年収」は不明であり、また「負債」の中には住宅ローン・事業資金等も含まれているなど、その全てが貸金業法の総量規制（または銀行の自主規制）の潜脱といえるわけではないが、

もし仮に、貸金業法の総量規制、銀行の自主規制、クレジット会社の支払可能見込額調査が十分に機能していれば、破産には至らずに済んだというケースは、かなり多くを占めているのではないかと考えられる。

第2 総量規制の潜脱（銀行および貸金業者）

1 遠隔操作アプリを悪用して借金をさせる事例

最近、「簡単に稼げる」「すぐに元が取れる」という副業や投資への勧誘をされ、「お金がない」と断ると、借入をするように言われる。遠隔操作アプリをインストールすると、画面共有をしながら、オンラインで、借入の申込をしてしまう。という事例が増えている。そうして、年収の3分の1（または2分の1）を超える金額の貸付が、容易に行われている。

国民生活センターでも、最近、このような手口が目立つ旨の注意喚起をしている（2023.6.7公表、2024.5.16更新）。

貸金業者は、他の貸金業者とあわせて、年収の3分の1を超える貸付をすることは禁止され（総量規制）、多くの銀行は、他行及び貸金業者とあわせて、年収の2分の1を超える貸付はしないこととしているが（自主規制）、

最近では、借入申込から貸付実行まで、スマホで完結する。同日、次々に借入申込があると、信用情報への登録・更新が間に合わず、チェック機能が働かない。

こうして、貸金業法の総量規制（銀行の自主規制）が潜脱される。

第2 総量規制の潜脱（銀行および貸金業者）

2 仙台弁護士会の意見書

仙台弁護士会は、2024.12.18の意見書で、

仙台弁護士会 » 過剰貸付による消費者被害を防止するための対策を求める意見書

- ①金融庁は、指定信用情報機関及び貸金業者に対し、監督権限を適切に行使すること。
- ②指定信用情報機関は、信用情報登録や更新をリアルタイムで行うなど、貸金業者がオンライン上で常に最新の信用情報にアクセスできるようにすること。
- ③日本貸金業協会は、貸金業者に対し、返済能力調査及び過剰貸付禁止の順守を徹底すること。

などを求めている。

同意見書は、信用情報登録の登録や更新をリアルタイムで行うことには「技術上の制約や負担も生じるという事情があるとの指摘も考えられる」が、

「上記仕組みを構築するのは、改正貸金業法において指定信用情報機関が整備された経緯に鑑みれば当然の責務である」とし、「過剰貸付禁止及び総量規制等の実行化という指定信用情報機関制度の趣旨目的の重要性が優先される」べきであるとする。

第2 総量規制の潜脱（銀行および貸金業者）

3 総量規制の潜脱への対策（私見）

（今後の課題として）

信用情報の登録や更新はリアルタイムで行い、貸金業者、銀行、クレジット会社は、オンラインで、常に最新の情報にアクセスできるようにすべきではないか。

貸金業法の総量規制（または銀行の自主規制）の趣旨に明らかに反する貸付が、容易に行われてしまっている現状を、技術上の制約やコストを理由に放置してよいのか。

（現状でもできることとして）

現状でも、貸金業者等は、融資審査のために信用情報期間への照会をしたとき、同日、他社への融資申込がなされている事実を、リアルタイムで把握できるのではないか。

だとすれば、少なくとも、同日、他社への融資申込がなされている事実を把握した場合には、スマホで手続きを完結させることなく、申込者に対し、他社からの借入とあわせて年収の3分の1（または2分の1）を超えるような貸付はできないことを説明し、通常の審査よりも詳細に、厳密に、必要な資金額および用途等を確認すべきではないか。

そのような対応をすべきことを、貸金業協会および全銀協の自主規制として、定められないか。また、金融庁の監督指針に盛り込めないか。

現在でも、「貸金業者向けの総合的な監督指針」では「貸付審査」に関する「貸金業者の監督に当たっての留意事項」として「顧客等に係る信用情報の照会が信用情報機関に対して同日中に繰り返し行われているなど借回りが推察される場合には、より慎重な貸付審査を行うなど、過剰貸付けの防止に努めているか。」を例示しているが、その記載を、より具体化し、実効性のあるものにできないか。

第3 ギャンブルのためのクレジット利用（クレジット会社）

1 オンラインカジノでのクレジットカード決済

ギャンブル等依存症対策推進基本計画（令7.3.21）によれば、

警察庁、金融庁及び経済産業省は、連携して、オンラインカジノへの送金及びオンラインカジノでのクレジットカード決済を抑止するため、事業者等に対して注意喚起を実施し、

経済産業省は、警察庁等から情報提供を受けた場合、クレジットカード会社及び国際ブランド会社に対して当該情報を提供するとともに、クレジットカード決済網からの排除などの対応を推進するように要請する、とのことであるが、

インターネット上では、今でも、オンラインカジノにクレジットカードが利用できる旨の告知がされ、オンラインカジノに利用できるクレジットカードの一覧などの案内が、数多く存在する。

→上記のような取組は、実効性のある対策にはなり得ていないのではないかと。

それよりも、むしろ、決済代行業者へのアプローチ（それを可能にするための仕組み）が必要ではないかと。

第3 ギャンブルのためのクレジット利用（クレジット会社）

2 公営ギャンブルのクレジット決済

ギャンブル等依存症対策推進基本計画（令7.3.21）によれば、

競馬場及び場外馬券売場のA T M、競輪場及び場外車券売場のA T M、競走場及び場外舟券売場のA T Mは全て撤去され、ぱちんこ営業所内に設置されているA T M及びデビットカードシステムについても、実態把握を行いつつ、順次撤去等を推進していく、とのことである。

これまで、競馬場、競輪場等におけるキャッシング機能の停止、A T Mの撤去等の施策を進めてきた趣旨は、ギャンブル依存症対策としての「ギャンブル資金調達の制限」であり、特に、ギャンブルのための借入が可能であると、歯止めがきかず、のめりこんでしまうからである。

しかし、現在、競馬・競輪・競艇では、馬券・車券・舟券をインターネットで購入することができる上（公営ギャンブルのオンラインギャンブル化）、競馬・競輪では、馬券・車券の購入のために、クレジットカードを利用することもできる。

クレジットカードによる馬券・車券の購入は後払いであり、しかも後でリボに変更することもできるというのでは、馬券・車券の購入のための借入を認めているのと、実質的には同じことではないか。

→これまで、競馬場、競輪場等におけるキャッシング機能の停止、A T Mの撤去等の施策を進めてきたことと、明らかに矛盾するのではないか。

第3 ギャンブルのためのクレジット利用（クレジット会社）

3 ギャンブルのためのクレジット利用への対策（私見）

（今後の課題として）

オンラインカジノへのクレジット決済を抑止するため、その他、クレジット決済による不適正販売行為を防止するために、クレジットカード決済について、いわゆる決済代行業者等に対する登録制を導入し、登録審査事項として、国内に営業所を有すること、加盟店調査の実施体制を整備すること等を定め、行政規制権限を規定することとすべきではないか（2024.7.19、日弁連意見書を参照）。

キャッシュレス決済における決済代行業者等の加盟店調査措置義務等の整備を求める意見書

（現状でもできることとして）

これまで、競馬場・競輪場等において、キャッシング機能を停止し、ATMを撤去するなど、ギャンブル資金の調達を制限（特に、ギャンブル資金の借入を防止）しようとしてきた趣旨を貫徹するため、競馬・競輪等の公営ギャンブルにおけるクレジット決済は、なくすべきではないか。

第4 大量広告事務所問題（弁護士）

1 不適切な弁護士業務広告

数年前から、多重債務者向けに、「借金減額診断」「借金減額シミュレーター」などで「借金を減額できます」と診断し、弁護士が推奨する「国が認めた借金救済制度」で借金を減額しようとする案内し、債務整理の委任に誘導する広告が、インターネット上にあふれている。

このような大量広告事務所（弁護士）において、債務整理事件の不適切処理が横行している。

債務整理を受任するとき、債務者との間で、直接個別の面談をしない。形式的には面談をしても、生活状況の聞き取り、債務者の意向確認、各債務整理手続のメリット・デメリットの説明が不十分。費用が高額。自己破産が相当な事案についても、無理な任意整理に誘導する。など。

→「誤導または誤認のおそれのある広告」「誇大または過度な期待を抱かせる広告」に当たらないか。弁護士による「債務整理二次被害」というべきではないか。

第4 大量広告事務所問題（弁護士）

2 「業務広告に関する指針」の改正

日弁連は、「弁護士等の業務広告に関する規程」において「誤導又は誤認のおそれのある広告」「誇大又は過度な期待を抱かせる広告」を禁止するなどし、弁護士会による調査と、違反行為の中止・排除等の措置を定めている。

「業務広告に関する指針」は上記の規程の解釈及び運用についての指針を定めるものである。

令7.2.20、日弁連は「業務広告に関する指針」を改正し、

日本弁護士連合会：弁護士に相談・依頼をするみなさまへ

「誤導又は誤認のおそれのある広告」の例として「24時間365日相談対応」「全国対応」など、
「誇大又は過度な期待を抱かせる広告」の例として「国が認めた借金減額制度」「借金減額診断」などの例示をした。

上記の指針改正後の状況も踏まえて、今後、さらに「弁護士等の業務広告に関する規程」及び「業務広告に関する指針」の改正等が検討されている。

第4 大量広告事務所問題（弁護士）

3 「債務整理事件処理の規律を定める規程」について

日弁連は、「債務整理事件処理の規律を定める規程」において、

- ・ 弁護士は、債務整理事件を受任するに当たっては、面談することに困難な特段の事情がない限り、あらかじめ、当該債務者と面談して、債務の内容、資産・収入・生活費その他の生活状況など、必要事項を聴取する義務があること。
- ・ 弁護士は、債務整理事件を受任する際には、上記の聴取に引き続いて、自ら、事件処理の方針及び見通し、弁護士報酬その他の費用、予想される不利益事項等の説明をする義務があること。

など、弁護士が遵守すべき事項を定めている。

この規程の遵守・徹底が求められる。

第4 大量広告事務所問題（弁護士）

4 大量広告事務所問題への対策（私見）

令7.2.20、日弁連の「業務広告に関する指針」が改正されると、それにあわせて、一部の大量広告事務所（弁護士）では、広告の表現ぶりを修正したようである。

しかし、多少の文言の修正はあっても、実質的には、相変わらず「誤導または誤認のおそれ」「誇大または過度な期待を抱かせるおそれ」があると考えられるような広告が多く存在する。

日弁連として、引き続き、随時、「業務広告に関する指針」を改正するなどして、今後とも、臨機応変に対応していくことができるか。

また、「弁護士等の業務広告に関する規程」に違反する広告を根絶し、「債務整理事件処理の規律を定める規程」に違反する事務処理が行われないようにするために、これら規程の実効性を確保するための対策も、求められるのではないか。

どうやって違反行為を発見するか、弁護士会による調査、違反行為の中止・排除等の措置を機能的に行うための工夫をどう考えるか、など。

破産事件（地方裁判所） 新受事件
自然人自己破産

全地裁	平成24年						平成25年						平成26年						平成27年						平成28年						平成29年					
	新受件数	1月からの累計	前年同月比	前年同月累計比	前年比	前年比の増減	新受件数	1月からの累計	前年同月比	前年同月累計比	前年比	前年比の増減	新受件数	1月からの累計	前年同月比	前年同月累計比	前年比	前年比の増減	新受件数	1月からの累計	前年同月比	前年同月累計比	前年比	前年比の増減	新受件数	1月からの累計	前年同月比	前年同月累計比	前年比	前年比の増減	新受件数	1月からの累計	前年同月比	前年同月累計比	前年比	前年比の増減
1月	5,110	5,110	80.7%	80.7%			4,271	4,271	83.6%	83.6%			4,213	4,213	98.6%	98.6%			4,011	4,011	95.2%	95.2%			3,770	3,770	94.0%	94.0%			3,869	3,869	102.6%	102.6%		
2月	7,165	12,275	82.3%	81.6%			5,871	10,142	81.9%	82.6%			4,970	9,183	84.7%	90.5%			4,895	8,906	98.5%	97.0%			5,200	8,970	106.2%	100.7%			5,200	9,069	100.0%	101.1%		
3月	7,819	20,094	81.9%	81.7%			6,602	16,744	84.4%	83.3%			5,625	14,808	85.2%	88.4%			5,720	14,626	101.7%	98.8%			5,977	14,947	104.5%	102.2%			6,347	15,416	106.2%	103.1%		
4月	7,064	27,158	76.3%	80.2%			6,562	23,306	92.9%	85.8%			5,837	20,645	89.0%	88.6%			5,837	20,463	100.0%	99.1%			5,819	20,766	99.7%	101.5%			5,851	21,267	100.5%	102.4%		
5月	6,822	33,980	83.5%	80.9%			6,414	29,720	94.0%	87.5%			5,499	26,144	85.7%	88.0%			4,828	25,291	87.8%	96.7%			4,934	25,700	102.2%	101.6%			5,453	26,720	110.5%	104.0%		
6月	7,312	41,292	76.9%	80.1%			6,166	35,886	84.3%	86.9%			5,704	31,848	92.5%	88.7%			5,706	30,997	100.0%	97.3%			5,817	31,517	101.9%	101.7%			6,332	33,052	108.9%	104.9%		
7月	6,948	48,240	80.2%	80.1%			6,350	42,236	91.4%	87.6%			5,926	37,774	93.3%	89.4%			5,857	36,854	98.8%	97.6%			5,605	37,122	95.7%	100.7%			5,848	38,900	104.3%	104.8%		
8月	6,634	54,874	81.0%	80.2%			5,817	48,053	87.7%	87.6%			5,315	43,089	91.4%	89.7%			4,834	41,688	91.0%	96.7%			5,230	42,352	108.2%	101.6%			5,634	44,534	107.7%	105.2%		
9月	6,378	61,252	80.8%	80.3%			5,554	53,607	87.1%	87.5%			5,213	48,302	93.9%	90.1%			5,147	46,835	98.7%	97.0%			5,335	47,687	103.7%	101.8%			5,937	50,471	111.3%	105.8%		
10月	7,025	68,277	89.5%	81.2%			6,254	59,861	89.0%	87.7%			5,974	54,276	95.5%	90.7%			5,787	52,622	96.9%	97.0%			5,330	53,017	92.1%	100.8%			5,761	56,232	108.1%	106.1%		
11月	7,048	75,325	90.6%	81.9%			5,847	65,708	83.0%	87.2%			4,898	59,174	83.8%	90.1%			4,937	57,559	100.8%	97.3%			5,277	58,294	106.9%	101.3%			5,620	61,862	106.7%	106.1%		
12月	7,342	82,667	85.5%	82.2%			6,340	72,048	86.4%	87.2%			6,015	65,189	94.9%	90.5%			6,285	63,844	104.5%	97.9%			6,343	64,637	100.9%	101.2%			6,929	68,791	109.2%	106.4%		
総計	82,667				82.2%	-17.8%	72,048					87.2%	-12.8%	65,189			90.5%	-9.5%	63,844				97.9%	-2.1%	64,637				101.2%	1.2%	68,791				106.4%	6.4%

全地裁	平成30年						平成31年／令和元年						令和2年						令和3年						令和4年						令和5年					
	新受件数	1月からの累計	前年同月比	前年同月累計比	前年比	前年比の増減	新受件数	1月からの累計	前年同月比	前年同月累計比	前年比	前年比の増減	新受件数	1月からの累計	前年同月比	前年同月累計比	前年比	前年比の増減	新受件数	1月からの累計	前年同月比	前年同月累計比	前年比	前年比の増減	新受件数	1月からの累計	前年同月比	前年同月累計比	前年比	前年比の増減	新受件数	1月からの累計	前年同月比	前年同月累計比	前年比	前年比の増減
1月	4,077	4,077	105.4%	105.4%			4,456	4,456	109.3%	109.3%			4,632	4,632	103.9%	103.9%			4,419	4,419	95.4%	95.4%			4,010	4,010	90.7%	90.7%			4,047	4,047	100.9%	100.9%		
2月	5,245	9,322	100.9%	102.8%			5,754	10,210	109.7%	109.5%			5,538	10,170	96.2%	99.6%			5,344	9,763	96.5%	96.0%			4,804	8,814	89.9%	90.3%			5,131	9,178	106.8%	104.1%		
3月	6,424	15,746	101.2%	102.1%			6,681	16,891	104.0%	107.3%			6,446	16,616	96.5%	98.4%			6,435	16,198	99.8%	97.5%			5,957	14,771	92.6%	91.2%			6,334	15,512	106.3%	105.0%		
4月	6,233	21,979	106.5%	103.3%			6,930	23,821	111.2%	108.4%			6,130	22,746	88.5%	95.5%			6,213	22,411	101.4%	98.5%			5,825	20,596	93.8%	91.9%			6,018	21,530	103.3%	104.5%		
5月	6,046	28,025	110.9%	104.9%			5,229	29,050	86.5%	103.7%			5,110	27,856	97.7%	95.9%			5,161	27,572	101.0%	99.0%			4,714	25,310	91.3%	91.8%			5,510	27,040	116.9%	106.8%		
6月	6,592	34,617	104.1%	104.7%			6,289	35,339	95.4%	102.1%			6,467	34,323	102.8%	97.1%			6,121	33,693	94.6%	98.2%			5,960	31,270	97.4%	92.8%			6,331	33,371	106.2%	106.7%		
7月	6,278	40,895	107.4%	105.1%			6,519	41,858	103.8%	102.4%			6,619	40,942	101.5%	97.8%			5,800	39,493	87.6%	96.5%			5,532	36,802	95.4%	93.2%			5,957	39,328	107.7%	106.9%		
8月	6,147	47,042	109.1%	105.6%			5,926	47,784	96.4%	101.6%			5,709	46,651	96.3%	97.6%			5,156	44,649	90.3%	95.7%			5,153	41,955	99.9%	94.0%			5,815	45,143	112.8%	107.6%		
9月	5,634	52,676	94.9%	104.4%			5,824	53,608	103.4%	101.8%			6,028	52,679	103.5%	98.3%			5,809	50,258	93.0%	95.4%			5,411	47,366	96.5%	94.2%			6,042	51,185	111.7%	108.1%		
10月	6,534	59,210	113.4%	105.3%			6,149	59,757	94.1%	100.9%			6,602	59,281	107.4%	99.2%			5,887	56,145	89.2%	94.7%			5,589	52,955	94.9%	94.3%			6,205	57,390	111.0%	108.4%		
11月	6,684	65,894	118.7%	106.5%			6,222	65,979	93.1%	100.1%			5,538	64,819	89.0%	98.2%			5,450	61,595	98.4%	95.0%			5,624	58,579	94.9%	95.1%			6,107	63,497	108.6%	108.4%		
12月	7,190	73,084	103.8%	106.2%			7,116	73,095	0.98971	100.0%			6,859	71,678	96.4%	98.1%			6,645	68,240	0.9688	95.2%			6,253	64,832	103.2%	95.0%			7,091	70,588	113.4%	108.9%		
総計	73,084				106.2%	6.2%	73,095					100.0%	0.0%	71,678			98.1%	-1.9%	68,240				95.2%	-4.8%	64,832				95.0%	-5.0%	70,588				108.9%	

(注: 最高裁判所HP 司法統計 月報(速報値)から)

全地裁	令和6年					
	新受件数	1月からの累計	前年同月比	前年同月累計比	前年比	前年比の増減
1月	4,401	4,401	108.7%	108.7%		
2月	5,819	10,220	113.4%	111.4%		
3月	6,704	16,924	105.8%	109.1%		
4月	6,422	23,346	106.7%	108.4%		
5月	6,417	29,763	116.5%	110.1%		
6月	6,341	36,104	100.2%	108.2%		
7月	6,821	42,925	114.5%	109.1%		
8月	5,950	48,875	102.3%	108.3%		
9月	6,135	55,010	101.5%	107.5%		
10月	7,219	62,229	116.3%	108.4%		
11月	6,565	68,794	107.5%	108.3%		
12月	7,515	76,309	106.0%	108.1%		
総計	76,309					

全地裁	令和7年					
	新受件数	1月からの累計	前年同月比	前年同月累計比	前年比	前年比の増減
1月	5,023	5,023	123.2%	123.2%		
2月	6,019	11,042	114.8%	118.5%		
3月	7,100	18,142	110.5%	115.2%		
4月	7,098	25,240	113.9%	114.8%		
5月	6,947	32,187	114.9%	114.9%		
6月	6,900	39,087	104.7%	112.9%		
7月						
8月						
9月						
10月						
11月						
12月						
総計						

個人再生事件(地方裁判所) 新受事件
小規模・給与取得者等

全地裁	平成24年								平成25年								平成26年								平成27年							
	新受件数	うち、 小規模	うち、 給与	1月からの 累計	前年 同月比	前年 同月 累計比	前年比	前年比 の増減	新受件数	うち、 小規模	うち、 給与	1月からの 累計	前年 同月比	前年 同月 累計比	前年比	前年比 の増減	新受件数	うち、 小規模	うち、 給与	1月からの 累計	前年 同月比	前年 同月 累計比	前年比	前年比 の増減	新受件数	うち、 小規模	うち、 給与	1月からの 累計	前年 同月比	前年 同月 累計比	前年比	前年比 の増減
1月	655	606	49	655	67.2%	67.2%			495	457	38	495	75.6%	75.6%			485	440	45	485	98.0%	98.0%			533	489	44	533	109.9%	109.9%		
2月	947	872	75	1,602	70.1%	68.9%			675	609	66	1,170	71.3%	73.0%			607	555	52	1,092	89.9%	93.3%			690	645	45	1,223	113.7%	112.0%		
3月	993	910	83	2,595	69.7%	69.2%			759	698	61	1,929	76.4%	74.3%			643	582	61	1,735	84.7%	89.9%			685	631	54	1,908	106.5%	110.0%		
4月	884	798	86	3,479	66.7%	68.6%			695	625	70	2,624	78.6%	75.4%			636	585	51	2,371	91.5%	90.4%			705	661	44	2,613	110.8%	110.2%		
5月	874	775	99	4,353	76.9%	70.1%			715	638	77	3,339	81.8%	76.7%			616	559	57	2,987	86.2%	89.5%			604	565	39	3,217	98.1%	107.7%		
6月	848	775	73	5,201	62.0%	68.6%			714	654	60	4,053	84.2%	77.9%			684	624	60	3,671	95.8%	90.6%			734	679	55	3,951	107.3%	107.6%		
7月	822	742	80	6,023	65.5%	68.2%			750	691	59	4,803	91.2%	79.7%			680	632	48	4,351	90.7%	90.6%			746	684	62	4,697	109.7%	108.0%		
8月	790	715	75	6,813	69.2%	68.3%			749	689	60	5,552	94.8%	81.5%			629	568	61	4,980	84.0%	89.7%			680	618	62	5,377	108.1%	108.0%		
9月	728	665	63	7,541	67.1%	68.2%			636	590	46	6,188	87.4%	82.1%			584	539	45	5,564	91.8%	89.9%			716	643	73	6,093	122.6%	109.5%		
10月	821	745	76	8,362	74.1%	68.7%			733	672	61	6,921	89.3%	82.8%			738	669	69	6,302	100.7%	91.1%			760	690	70	6,853	103.0%	108.7%		
11月	790	707	83	9,152	79.6%	69.5%			656	602	54	7,577	83.0%	82.8%			583	534	49	6,885	88.9%	90.9%			722	664	58	7,575	123.8%	110.0%		
12月	869	786	83	10,021	78.9%	70.3%			795	730	65	8,372	91.5%	83.5%			782	694	88	7,667	98.4%	91.6%			901	828	73	8,476	115.2%	110.6%		
総計	10,021	9,096	925	10,021			70.3%	-29.7%	8,372	7,655	717	8,372			83.5%	-16.5%	7,667	6,981	686	7,667			91.6%	-8.4%	8,476	7,797	679	8,476			110.6%	10.6%

全地裁	平成28年								平成29年								平成30年								平成31年／令和元年							
	新受件数	うち、 小規模	うち、 給与	1月からの 累計	前年 同月比	前年 同月 累計比	前年比	前年比 の増減	新受件数	うち、 小規模	うち、 給与	1月からの 累計	前年 同月比	前年 同月 累計比	前年比	前年比 の増減	新受件数	うち、 小規模	うち、 給与	1月からの 累計	前年 同月比	前年 同月 累計比	前年比	前年比 の増減	新受件数	うち、 小規模	うち、 給与	1月からの 累計	前年 同月比	前年 同月 累計比	前年比	前年比 の増減
1月	577	535	42	577	108.3%	108.3%			603	568	35	603	104.5%	104.5%			746	691	55	746	123.7%	123.7%			869	811	58	869	116.5%	116.5%		
2月	750	701	49	1,327	108.7%	108.5%			839	771	68	1,442	111.9%	108.7%			938	881	57	1,684	111.8%	116.8%			1,104	1,048	56	1,973	117.7%	117.2%		
3月	847	782	65	2,174	123.6%	113.9%			1,011	943	68	2,453	119.4%	112.8%			1,139	1,064	75	2,823	112.7%	115.1%			1,277	1,184	93	3,250	112.1%	115.1%		
4月	776	706	70	2,950	110.1%	112.9%			932	868	64	3,385	120.1%	114.7%			1,125	1,056	69	3,948	120.7%	116.6%			1,226	1,132	94	4,476	109.0%	113.4%		
5月	649	609	40	3,599	107.5%	111.9%			832	764	68	4,217	128.2%	117.2%			1,093	1,030	63	5,041	131.4%	119.5%			920	861	59	5,396	84.2%	107.0%		
6月	908	832	76	4,507	123.7%	114.1%			995	919	76	5,212	109.6%	115.6%			1,133	1,064	69	6,174	113.9%	118.5%			1,223	1,151	72	6,619	107.9%	107.2%		
7月	843	768	75	5,350	113.0%	113.9%			925	854	71	6,137	109.7%	114.7%			1,148	1,070	78	7,322	124.1%	119.3%			1,180	1,117	63	7,799	102.8%	106.5%		
8月	788	730	58	6,138	115.9%	114.2%			1,002	930	72	7,139	127.2%	116.3%			1,141	1,069	72	8,463	113.9%	118.5%			1,137	1,072	65	8,936	99.6%	105.6%		
9月	780	715	65	6,918	108.9%	113.5%			975	913	62	8,114	125.0%	117.3%			1,016	933	83	9,479	104.2%	116.8%			1,068	1,005	63	10,004	105.1%	105.5%		
10月	835	765	70	7,753	109.9%	113.1%			989	918	71	9,103	118.4%	117.4%			1,185	1,106	79	10,664	119.8%	117.1%			1,090	1,027	63	11,094	92.0%	104.0%		
11月	873	780	93	8,626	120.9%	113.9%			1,021	958	63	10,124	117.0%	117.4%			1,227	1,141	86	11,891	120.2%	117.5%			1,187	1,126	61	12,281	96.7%	103.3%		
12月	976	918	58	9,602	108.3%	113.3%			1,160	1,082	78	11,284	118.9%	117.5%			1,319	1,249	70	13,210	113.7%	117.1%			1,313	1,230	83	13,594	99.5%	102.9%		
総計	9,602	8,841	761	9,602			113.3%	13.3%	11,284	10,488	796	11,284			117.5%	17.5%	13,210	12,354	856	13,210			117.1%	17.1%	13,594	12,764	830	13,594			102.9%	2.9%

(注:最高裁判所HP 司法統計 月報(速報値)から)

個人再生事件(地方裁判所) 新受事件
小規模・給与取得者等

全地裁	令和2年								令和3年								令和4年								令和5年							
	新受件数	うち、 小規模	うち、 給与	1月からの 累計	前年 同月比	前年 同月 累計比	前年比	前年比 の増減	新受件数	うち、 小規模	うち、 給与	1月からの 累計	前年 同月比	前年 同月 累計比	前年比	前年比 の増減	新受件数	うち、 小規模	うち、 給与	1月からの 累計	前年 同月比	前年 同月 累計比	前年比	前年比 の増減	新受件数	うち、 小規模	うち、 給与	1月からの 累計	前年 同月比	前年 同月 累計比	前年比	前年比 の増減
1月	880	828	52	880	101.3%	101.3%			807	772	35	807	91.7%	91.7%			624	582	42	624	77.3%	77.3%			589	542	47	589	94.4%	94.4%		
2月	1,016	959	57	1,896	92.0%	96.1%			936	880	56	1,743	92.1%	91.9%			795	732	63	1,419	84.9%	81.4%			724	660	64	1,313	91.1%	92.5%		
3月	1,184	1,112	72	3,080	92.7%	94.8%			1,074	1,006	68	2,817	90.7%	91.5%			946	866	80	2,365	88.1%	84.0%			919	843	76	2,232	97.1%	94.4%		
4月	1,097	1,034	63	4,177	89.5%	93.3%			1,008	937	71	3,825	91.9%	91.6%			895	818	77	3,260	88.8%	85.2%			773	722	51	3,005	86.4%	92.2%		
5月	890	836	54	5,067	96.7%	93.9%			823	759	64	4,648	92.5%	91.7%			720	656	64	3,980	87.5%	85.6%			707	670	37	3,712	98.2%	93.3%		
6月	1,057	988	69	6,124	86.4%	92.5%			986	929	57	5,634	93.3%	92.0%			910	840	70	4,890	92.3%	86.8%			849	793	56	4,561	93.3%	93.3%		
7月	1,071	1,006	65	7,195	90.8%	92.3%			1,034	962	72	6,668	96.5%	92.7%			839	770	69	5,729	81.1%	85.9%			758	696	62	5,319	90.3%	92.8%		
8月	1,018	958	60	8,213	89.5%	91.9%			825	773	52	7,493	81.0%	91.2%			767	707	60	6,496	93.0%	86.7%			728	666	62	6,047	94.9%	93.1%		
9月	1,073	1,010	63	9,286	100.5%	92.8%			931	864	67	8,424	86.8%	90.7%			782	723	59	7,278	84.0%	86.4%			836	782	54	6,883	106.9%	94.6%		
10月	1,301	1,217	84	10,587	119.4%	95.4%			970	895	75	9,394	74.6%	88.7%			784	726	58	8,062	80.8%	85.8%			790	735	55	7,673	100.8%	95.2%		
11月	967	905	62	11,554	81.5%	94.1%			816	768	48	10,210	84.4%	88.4%			786	724	62	8,848	96.3%	86.7%			809	767	42	8,482	102.9%	95.9%		
12月	1,287	1,211	76	12,841	98.0%	94.5%			1039	964	75	11,249	80.7%	87.6%			911	833	78	9,759	87.7%	86.8%			958	890	68	9,440	105.2%	96.7%		
総計	12,841	12,064	777	12,841			94.5%	-5.5%	11,249	10,509	740	11,249			87.6%	-12.4%	9,759	8,977	782	19,518			86.8%	-13.2%	9,440	8,766	674	6,883			96.7%	-3.3%

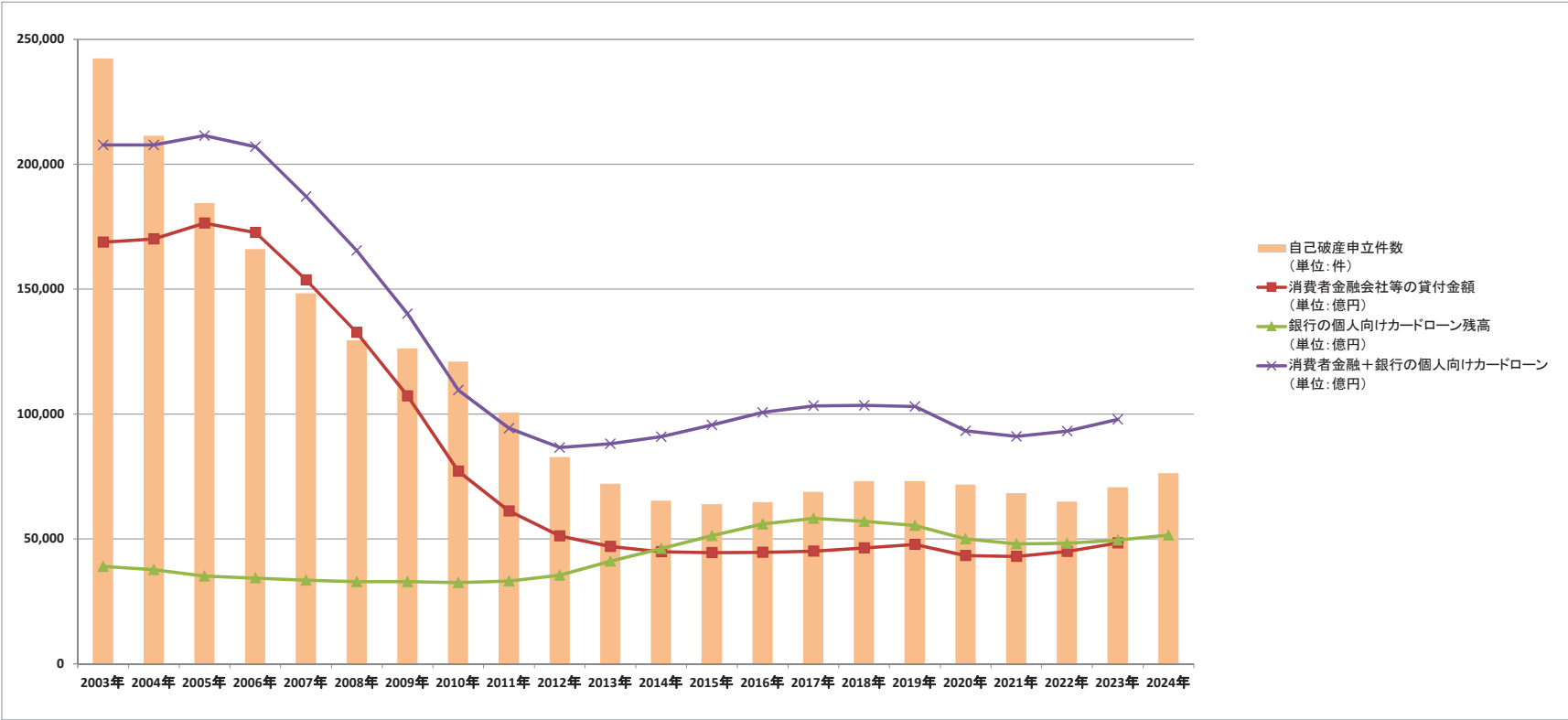
全地裁	令和6年							
	新受件数	うち、 小規模	うち、 給与	1月からの 累計	前年 同月比	前年 同月 累計比	前年比	前年比 の増減
1月	592	566	26	592	100.5%	100.5%		
2月	803	760	43	1,395	110.9%	106.2%		
3月	880	826	54	2,275	95.8%	101.9%		
4月	888	833	55	3,163	114.9%	105.3%		
5月	859	804	55	4,022	121.5%	108.4%		
6月	936	889	47	4,958	110.2%	108.7%		
7月	970	907	63	5,928	128.0%	111.4%		
8月	860	809	51	6,788	118.1%	112.3%		
9月	825	779	46	7,613	98.7%	110.6%		
10月	956	882	74	8,569	121.0%	111.7%		
11月	931	878	53	9,500	115.1%	112.0%		
12月	1,024	965	59	10,524	106.9%	111.5%		
総計	10,524	9,898	626	10,524			111.5%	11.5%

全地裁	令和7年							
	新受件数	うち、 小規模	うち、 給与	1月からの 累計	前年 同月比	前年 同月 累計比	前年比	前年比 の増減
1月	688	656	32	688	116.2%	115.9%		
2月	889	849	40	1,577	110.7%	111.7%		
3月	1,003	945	58	2,580	114.0%	114.4%		
4月	956	905	51	3,536	107.7%	108.6%		
5月	957	899	58	4,493	111.4%	111.8%		
6月	896	848	48	5,389	95.7%	95.4%		
7月								
8月								
9月								
10月								
11月								
12月								
総計								

(注:最高裁判所HP 司法統計 月報(速報値)から)

破産件数と貸出残高(2003年～2024年)

	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
自己破産申立件数 (単位:件)	242,357	211,402	184,422	165,932	148,248	129,508	126,265	120,930	100,510	82,668	72,048	65,189	63,856	64,639	68,792	73,099	73,095	71,678	68,240	64,833	70,589	76,309
消費者金融会社等の貸付金額 (単位:億円)	168,772	170,094	176,399	172,651	153,695	132,699	107,207	77,055	61,185	51,183	46,965	44,837	44,438	44,617	45,108	46,406	47,714	43,298	42,996	44,979	48,328	
銀行の個人向けカードローン残高 (単位:億円)	38,960	37,653	35,052	34,335	33,451	32,844	32,915	32,554	33,124	35,442	41,097	46,117	51,227	56,024	58,186	57,064	55,332	50,009	48,018	48,200	49,556	51,502
消費者金融＋銀行の個人向けカードローン (単位:億円)	207,732	207,747	211,451	206,986	187,146	165,543	140,122	109,609	94,309	86,625	88,062	90,954	95,665	100,641	103,294	103,470	103,046	93,307	91,014	93,179	97,884	



※ 出典: (自己破産件数)裁判所・司法統計年報
(消費者金融等)金融庁・貸金業関係資料集(業態別貸付件数、1件当たり平均貸付残高の「消費者向け貸付の『うち無担保残高』」)
(銀行カードローン)日本銀行・貸出先別貸出金(国内銀行3勘定合計のカードローン等の金額)

※ 自己破産申立件数は、該当年の年間合計数。消費者金融、銀行のカードローンについては、該当年度の年度末残高を記載(2014年であれば、2015.3.末時点)。

日弁連ウェブサイト掲載資料の一部抜粋

https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/jfba_info/publication/pamphlet/2023_hasan_kojinsaisei.pdf

2023年破産事件及び個人再生事件記録調査

日本弁護士連合会
消費者問題対策委員会

目 次

【報告編】

第1 調査の目的・概要

1 調査の目的・概要	p 1
2 2023年調査における調査項目の変更点の有無	p 1

第2 破産記録調査結果分析

1 破産債務者の実像	p 1
(1) 破産理由（多重債務に陥った原因）	p 1
(2) 破産債務者の年齢・性別	p 2
(3) 収入	p 2
(4) 負債額	p 3
(5) 債権者数	p 3
(6) 債権者の属性	p 3
(7) 職業	p 4
(8) 住居形態	p 4
(9) 同一家計の家族人数	p 4
(10) 借入れから申立てまでの期間	p 4
2 破産事件処理の実態	p 5
(1) 申立代理人の有無	p 5
(2) 破産申立から破産開始決定までの期間	p 5
(3) 破産開始決定から免責決定までの期間	p 6
(4) 破産終結内容	p 6
(5) 免責意見申述の有無	p 6
(6) 免責申立の結果	p 6
(7) 免責確定前の強制執行	p 6
(8) 法テラス利用の有無	p 7

第3 個人再生記録調査結果分析

1 個人再生申立債務者の実像	p 8
(1) 申立理由（多重債務に陥った原因）	p 8
(2) 個人再生申立債務者の年齢・性別	p 8
(3) 収入	p 9
(4) 負債額	p 9
(5) 債権者数	p 9
(6) 債権者の属性	p 10
(7) 職業	p 10
(8) 住居形態	p 10
(9) 同一家計の家族人数	p 10
(10) 借入れから申立てまでの期間	p 10

2 個人再生申立事件の実態	p 11
(1) 申立代理人の有無	p 11
(2) 個人再生申立から開始決定までの期間	p 11
(3) 開始決定から認可決定までの期間	p 11
(4) 終結内容	p 12
(5) 債権者の不同意の有無・割合	p 12
(6) 開始決定前の強制執行の有無・内容	p 12
(7) 個人再生委員の選任の有無	p 13
(8) 住宅資金特別条項の利用の有無と利用条項	p 13
(9) 法テラス利用の有無	p 13

【データ編】＜調査結果分析＞

第1 破産事件記録調査

【1】2023年調査データ

1 負債原因（複数選択可）	p 16
2 年代別による破産者の数	p 18
3 収入（月収）	p 20
4 負債額	p 22
5-1 債権者数	p 24
5-2 債権者の内訳	p 28
6-1 申立代理人の有無	p 30
6-2 管財人の有無	p 32
7 破産申立から破産開始決定までの期間 （ただし、同時廃止のみ）	p 34
8 破産開始決定から免責決定までの期間 （同時廃止かつ免責許可か不許可のみ）	p 36
9 破産終結内容	p 38
10 免責意見申述の有無	p 40
11 免責申立の結果	p 42
12 破産申立の最終結果	p 44
13 免責確定前の強制執行の有無	p 46
14 免責確定前の強制執行の対象	p 48
15 性別	p 50
16 職業（破産申立時）	p 52
17 同一家計の家族人数（本人含む）	p 54
18 住居形態	p 56
19-1 月収	p 58
19-2 負債額	p 59
19-3 債権者数	p 60
20 借入れから申立てまでの期間	p 62
21 法テラス利用の有無	p 64

【2】過去の調査との比較グラフ

1 負債原因	p 66
2 年代	p 66
3 月収	p 67
4 負債額	p 67
5 債権者数	p 68
6 申立代理人の有無	p 68
7 破産申立から破産開始決定までの期間	p 69
8 開始決定から免責決定までの期間	p 69
9 破産終結内容	p 70
10 免責意見申述の有無	p 71
11 免責申立の結果	p 71
12 破産申立の最終結果	p 72
13 強制執行の有無	p 73
14 強制執行の対象	p 73
15 性別	p 74
16 職業	p 74
17 同一家計の家族人数	p 75
18 住居形態	p 75
19 その他の負債原因の特徴	p 76
20 負債原因人数比（2023年調査の多数順）	p 76

第2 個人再生事件記録調査

【1】2023年調査データ

1 負債原因（複数回答可）	p 78
2 年代別による申立者の数	p 82
3 収入（月収）	p 84
4 負債額	p 86
5-1 債権者数	p 90
5-2 債権者の内訳	p 94
6-1 申立代理人の有無	p 96
6-2 再生委員選任	p 100
7 再生申立から開始決定までの期間	p 104
8 再生開始決定から認可決定までの期間	p 108
9 個人再生の終結原因	p 112
10 申立前の強制執行の有無	p 114
11 申立前の強制執行の対象	p 116
12 小規模個人再生における債権者の不同意	p 120
13 性別	p 122
14 職業	p 124

15 同一家計の家族人数（本人含む）	p 128
16 住居形態	p 132
17 住宅資金特別条項の利用状況	p 136
18-1 月収	p 140
18-2 負債額	p 141
18-3 債権者数	p 142
19 借入れから申立てまでの期間	p 144
20 法テラス利用の有無	p 148

【2】過去の調査との比較グラフ

1 負債原因	p 150
2 年代	p 150
3 月収	p 151
4 負債額	p 151
5 債権者数	p 152
6 申立代理人の有無	p 152
7 再生申立から開始決定までの期間	p 153
8 開始決定から認可決定までの期間	p 153
9 終結内容	p 154
10 住宅資金特別条項の利用状況	p 154
11 強制執行の有無	p 155
12 強制執行の対象	p 155
13 職業	p 156
14 同一家計の家族人数	p 156
15 住居形態	p 157
16 性別	p 157
17 負債原因（その他の特徴）	p 158
18 負債原因人数比（2023年調査の多数順）	p 158
19 債権者の不同意の有無	p 159
債権者の不同意割合（債権額）	p 159
債権者の不同意（頭数）	p 159

2023年日弁連破産事件及び個人再生事件記録調査

第1 調査の目的・概要

1 調査の目的・概要

消費者問題対策委員会は、最新の多重債務者の実像と破産事件・個人再生事件の実態を調査するために、2023年6月から10月にかけて、全国の各弁護士会を通じて各地方裁判所において、破産事件及び個人再生事件の確定記録を調査した。

調査対象の事件は、①2022年6月1日から同年11月30日までに、自然人から申立てがなされた破産記録から無作為抽出した各20件（ただし、高裁所在地は50件とする。）、②2022年6月1日から同年11月30日までに、申立てがなされた個人再生の記録で無作為抽出されたもので、小規模個人再生手続と給与所得者等再生手続について各10件（ただし、高裁所在地は各25件とする。）である。

調査対象は47都道府県50地裁全てに及び、有効データは破産が1233件、個人再生が773件（小規模個人再生604件、給与取得者等再生169件）となった。

なお、当委員会では過去に次のとおり、同様の調査を11回行っている。

【破産事件のみ調査】

1992年（21地裁、530件）、1994年（8地裁、779件）、1997年（43地裁、1089件）、2000年（47都道府県、50地裁）

【破産事件及び個人再生事件調査】

2002年（46都道府県、48地裁）、2005年（44都道府県、47地裁）、2008年（47都道府県、50地裁）、2011年（47都道府県、50地裁）、2014年（47都道府県、50地裁）、2017年（47都道府県、50地裁）、2020年（47都道府県、50地裁）

2 2023年調査における調査項目の変更点の有無

過去の調査データとの比較をしやすくするために、1997年以降は基本的に同じ調査票を用いてきた。

前回調査（2020年）までは、個人再生事件の負債額について、住宅資金特別条項の対象債務額を含んだ額と含まない額が混在していたため参考値としていたが、今回調査から、同条項を含んだ債務総額、同条項の対象債務額、同条項の対象債務額の債務総額に占める割合を調査項目とした。

以下では、適宜、過去の調査結果との比較を交えながら報告する。

第2 破産記録調査結果分析

1 破産債務者の実像

(1) 破産理由（多重債務に陥った原因）

破産債務者が多重債務を負担するに至った主たる理由は、次の表のとおりである（複数回答）。

前回調査（2020年）と比較すると、「生活苦・低所得」が増加（61.69%→65.86%）、「生活用品の購入」も増加し（14.76%→18.00%）、いずれも1997年調査以降最大値となっている。物価高の影響による生活苦型破産の傾向が進展しているおそれがある。

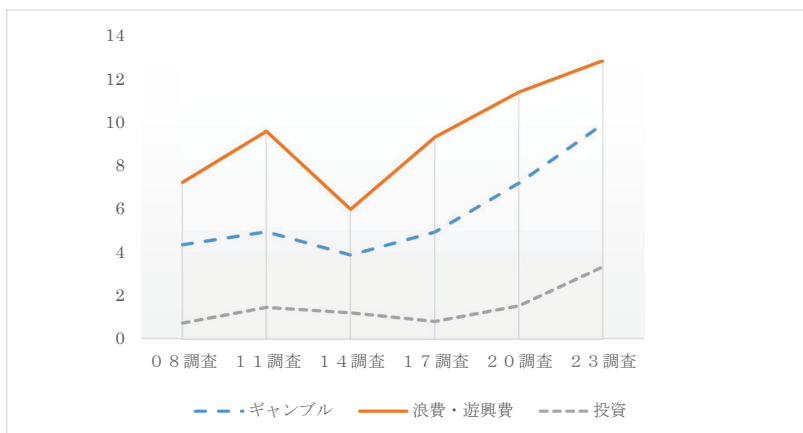
これに対し、2014年調査以降減少傾向にあった「住宅購入」はさらに減少（7.26%→6.08%）、2011年調査以降減少傾向にあった「事業資金」も大幅に減少した（16.13%→12.73%）。

2014年調査以降減少傾向にあった「保証債務」はさらに減少し（9.44%→7.38%）、「保証債務」と「第三者の債務の肩代わり」の合計値（10.54%）は、1997年調査以降の最小値となっている。

前回調査で大幅に増加した「ギャンブル」はさらに増加（7.18%→9.89%）、同じく「浪費・遊興費」も増加した（11.37%→12.81%）。「投資（株式、会員権、不動産等）」も大幅に増加しており（1.53%→3.33%）、いずれも1997年調査以降最大値となっている。

前回調査で増加した「クレジットカードによる購入」は、今回調査においても増加した（9.35%→11.68%）。

負債原因(人数比)	23調査	20調査	17調査	14調査	11調査	08調査
生活苦・低所得	65.86%	61.69%	61.47%	60.24%	60.29%	63.69%
病気・医療費	26.44%	23.31%	22.70%	20.73%	20.26%	20.98%
失業・転職	17.36%	17.58%	16.32%	19.84%	19.77%	14.67%
給料の減少	11.44%	9.60%	9.61%	13.47%	16.13%	11.39%
事業資金	12.73%	16.13%	17.37%	21.37%	23.66%	18.85%
負債の返済(保証以外)	14.92%	20.48%	15.11%	17.18%	24.47%	28.20%
保証債務	7.38%	9.44%	14.54%	22.42%	18.96%	25.08%
第三者の債務の肩代わり	3.16%	2.82%	4.68%	4.76%	7.37%	
名義貸し	0.97%	1.29%	1.37%	2.10%	3.32%	3.36%
生活用品の購入	18.00%	14.76%	12.28%	11.21%	11.43%	8.77%
教育資金	9.49%	9.84%	7.75%	7.82%	7.78%	7.13%
冠婚葬祭	1.70%	1.61%	1.37%	1.61%	2.43%	1.48%
住宅購入	6.08%	7.26%	10.26%	16.05%	12.24%	9.59%
ギャンブル	9.89%	7.18%	4.93%	3.87%	4.94%	4.34%
浪費・遊興費	12.81%	11.37%	9.29%	5.97%	9.56%	7.21%
投資(株式、会員権、不動産等)	3.33%	1.53%	0.81%	1.21%	1.46%	0.74%
クレジットカードによる購入	11.68%	9.35%	6.46%	6.61%	14.59%	15.82%
その他	15.98%	15.00%	12.04%	13.47%		



(2) 破産債務者の年齢・性別

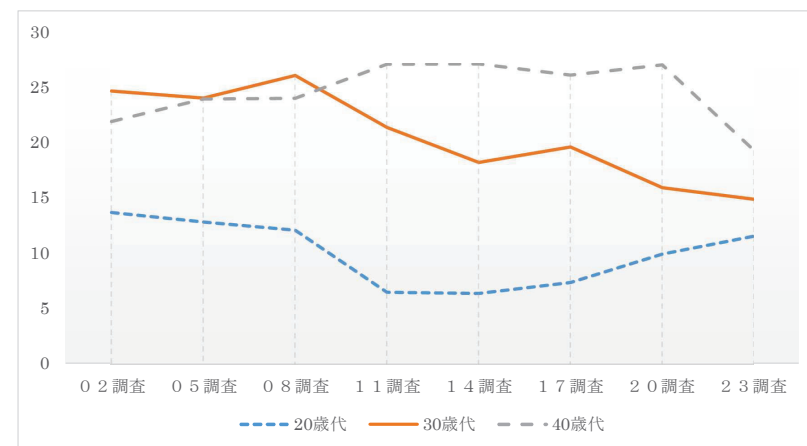
年齢に関して、「70歳代以上」は大幅に増加し（9.35%→11.84%）、1997年調査以降最大値となった。

2014年調査以降増加傾向にあった「20歳代」はさらに増加した（9.92%→11.52%）。これに対し、「30歳代」は減少（15.89%→14.84%）、「40歳代」は大幅に減少し（26.94%→19.22%）、いずれも1997年調査以降最小値となった。

性別に関して、2011年調査以降、男性の比率が高くなる傾向がみられ、今回調査においては、その傾向がさらに顕著となった。

【年齢】

年代	23調査	20調査	17調査	14調査	11調査	08調査	05調査
20歳未満	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
20歳代	11.52%	9.92%	7.35%	6.37%	6.48%	12.05%	12.80%
30歳代	14.84%	15.89%	19.55%	18.15%	21.31%	25.98%	23.95%
40歳代	19.22%	26.94%	26.01%	27.02%	26.99%	23.93%	23.87%
50歳代	25.63%	21.45%	22.78%	21.05%	22.61%	21.39%	22.04%
60歳代	16.71%	16.37%	16.40%	18.71%	17.50%	12.54%	14.20%
70歳代以上	11.84%	9.35%	7.51%	8.63%	5.02%	3.93%	3.05%
不明	0.24%	0.08%	0.40%	0.08%	0.08%	0.16%	0.09%



【性別】

性別	23調査	20調査	17調査	14調査	11調査	08調査	05調査
男性	58.48%	55.65%	56.79%	57.74%	56.32%	47.21%	51.39%
女性	41.28%	44.11%	43.13%	42.26%	43.60%	52.70%	48.61%
不明	0.24%	0.24%	0.08%	0.00%	0.08%	0.08%	0.00%

(3) 収入

破産債務者の平均月収は13万8038円であり、前回調査より減少した（前回調査：14万2021円、2017年調査：12万7270円、2014年調査：13万1612円、2011年調査：11万7576円、2008年調査：12万1288円、2005年調査：11万0061円、2002年調査：10万4639円）。

破産債務者のうち月収15万円未満の収入層について男女別にみると、男性が47.58%に対し、女性が71.71%と顕著な相違がみられる（前回調査：男性42.02%、女性65.08%）。

月収帯 (万円)	23調査	男性	女性	20調査	17調査	14調査	11調査	08調査	05調査
0-5	16.87%	13.87%	21.02%	13.23%	20.03%	20.24%	25.28%	26.89%	33.36%
5-10	16.71%	12.21%	22.99%	15.89%	15.27%	16.61%	15.72%	14.26%	14.20%
10-15	24.01%	21.50%	27.70%	23.06%	21.41%	23.63%	21.72%	18.28%	18.47%
15-20	16.06%	17.06%	14.73%	20.56%	18.34%	17.26%	15.40%	16.64%	13.50%
20-25	12.49%	14.98%	9.04%	13.79%	11.87%	8.55%	10.53%	12.21%	10.63%
25-30	6.89%	9.85%	2.75%	6.53%	6.06%	6.05%	5.11%	6.31%	4.44%
30以上	6.33%	9.99%	1.18%	4.11%	4.04%	6.53%	3.89%	3.44%	4.70%
不明	0.65%	0.55%	0.59%	2.82%	2.99%	1.13%	2.35%	1.97%	0.70%

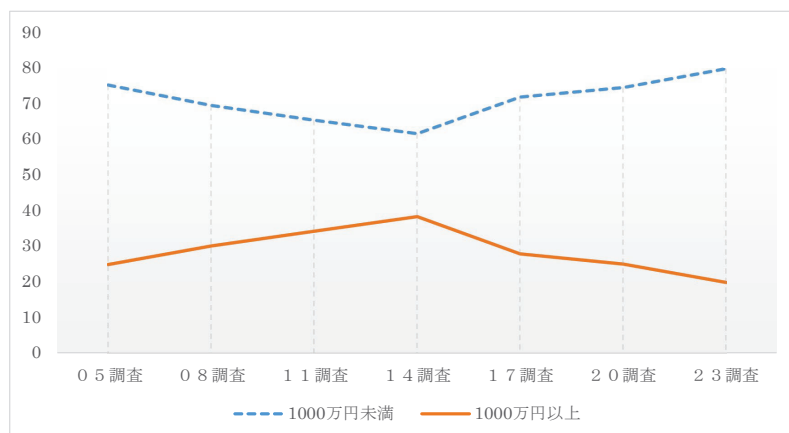
(4) 負債額

今回調査において、破産債務者の平均負債額は１０８４万２５５１円となり、前回調査に続いて大幅に減少した（前回調査：１４４９万９５８０円、２０１７年調査：１９７５万６７１８円、２０１４年調査：２４１４万３３２９円、２０１１年調査：３０１８万８４８５円）。

これまで増加傾向にあった負債額帯「１００万円未満」は、今回調査においても増加し（８．３９％→１０．４６％）、１９９７年調査以降最大値を更新した。

１０００万円未満の負債額帯の合計値は７９．６４％と、２０１４年調査以降増加傾向にあるのに対し、１０００万円以上の負債額帯の合計値は１９．７９％と、２０１４年調査以降減少傾向にある。

負債額帯(万円)	23調査	男性	女性	20調査	17調査	14調査	11調査	08調査
100未満	10.46%	8.04%	13.75%	8.39%	7.51%	6.61%	4.54%	1.97%
100-200未満	16.38%	13.59%	20.04%	13.87%	14.86%	14.60%	14.99%	10.74%
200-300未満	13.46%	12.21%	15.32%	14.52%	12.36%	11.53%	16.45%	16.89%
300-400未満	10.71%	9.99%	11.79%	11.13%	11.39%	9.19%	9.89%	15.90%
400-500未満	8.52%	9.02%	7.86%	7.42%	6.62%	6.29%	6.32%	9.10%
500-600未満	6.33%	7.49%	4.72%	5.56%	6.38%	3.31%	5.02%	6.07%
600-700未満	4.62%	5.27%	3.73%	4.76%	4.77%	3.55%	3.00%	3.20%
700-1000未満	9.16%	9.57%	8.64%	8.71%	7.84%	6.37%	5.02%	5.49%
1000-2000未満	9.73%	11.93%	6.68%	11.05%	10.58%	29.60%	25.45%	22.79%
2000-3000未満	4.14%	4.99%	2.95%	5.65%	6.54%			
3000-4000未満	1.62%	1.80%	1.38%	2.50%	2.91%			
4000-5000未満	0.81%	0.97%	0.59%	1.05%	1.13%	4.27%	4.78%	3.61%
5000-1億未満	1.62%	1.80%	1.38%	1.77%	3.88%			
1億以上	1.87%	2.50%	0.98%	2.90%	2.75%	4.35%	3.89%	3.61%
不明	0.57%	0.83%	0.20%	0.73%	0.48%	0.32%	0.65%	0.66%



(5) 債権者数

２０００年調査以降、減少傾向にあった債権者数の平均は、今回調査において６．８１となり、下げ止まり傾向にある。債権者９人以内で７８．８３％を占める。

債権者数	23調査	20調査	17調査	14調査	11調査	08調査	05調査	02調査
債権者数の平均	6.81	6.83	6.75	6.76	7.19	8.20	9.25	11.50



(6) 債権者の属性

債権者の属性については、２００８年から調査項目に加えた。

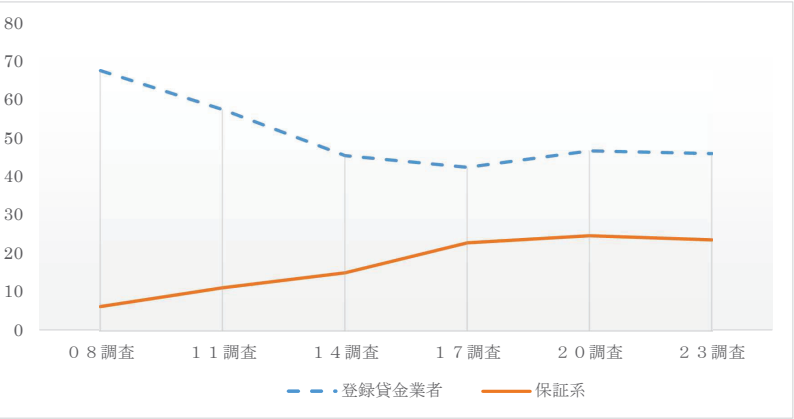
２０１７年調査から「政府系金融機関」を「政府系金融機関（奨学金）」と「政府系金融機関（奨学金以外）」に分類した。また、２０１４年調査まで「保証会社」としていたものを、２０１７年調査から「保証系」とし、「保証系」について、「保証会社」「サービサー」に分類した。さらに「保証会社」と「サービサー」については、「銀行系」「貸金系」にそれぞれ分類している。

２０１４年調査において大幅に減少した「登録貸金業者」はおおむね横ばいの傾向、２００８年調査以降増加傾向にあった「保証系」は、今回調査において若干減少した（２４．７０％→２３．６４％）。「保証系」の中では、「サービサー（銀行系）」が増加傾向にある。

前回調査において２００８年調査以降最小値となった「無登録貸金業者」は、今回調査において増加した（０．１２％→０．４５％）。

種別	23調査	20調査	17調査	14調査	11調査	08調査
民間金融機関	4.50%	5.09%	6.29%	8.30%	7.74%	8.39%
政府系金融機関（奨学金）	0.81%	1.15%	0.85%	3.99%	3.90%	3.48%
政府系金融機関（奨学金以外）	2.47%	1.82%	2.58%			

登録貸金業者	46.00%	46.67%	42.44%	45.47%	57.41%	67.51%	
保証系	保証会社（銀行系）	9.36%	11.95%	11.15%	15.10%	11.21%	6.33%
	保証会社（貸金系）	2.67%	2.44%	2.53%			
	サービス（銀行系）	3.48%	4.37%	3.53%			
	サービス（貸金系）	6.07%	4.18%	3.28%			
	その他・不明	2.06%	1.76%	2.39%			
無登録貸金業者	0.45%	0.12%	0.44%	0.30%	0.32%	1.17%	
医療関係	0.65%	0.64%	0.83%	0.66%	0.42%	0.19%	
税金・社会保険	2.10%	2.63%	2.75%	3.88%	2.65%	1.87%	
その他債権者	19.38%	17.18%	20.93%	22.29%	16.37%	11.07%	



(7) 職業

破産債務者の職業については、2008年調査までは、「給与所得者」を、(ア)「給与所得者（常勤、派遣社員を含む。）」と(イ)「パート・アルバイト・期間社員」に分類していたものを、2011年調査から、(ア)「給与所得者（正社員）」と(イ)「給与所得者（正社員以外、派遣社員・パート・アルバイト・期間社員など）」の分類に変更している。2017年調査から、「会社役員」「学生」を加えた。

前回調査と比較すると、「給与所得者」は、正社員・正社員以外にかかわらず減少した（「給与所得者」全体の合計：59.52%→53.61%）。

これに対し、「生活保護受給者」は、2005年調査以降一貫して増加傾向にあり、今回調査においても大幅に増加した（13.23%→17.36%）。

中立人の職業	23調査	男性	女性	20調査	17調査	14調査	11調査	08調査
給与所得者（正社員）*注	31.47%	39.11%	20.83%	32.02%	30.21%	27.34%	28.69%	37.13%
給与所得者（正社員以外）	22.14%	16.23%	30.45%	27.50%	24.07%	26.69%	24.80%	23.52%
自営・自由業	3.33%	4.72%	1.38%	4.44%	3.39%	5.16%	7.54%	5.82%

会社役員	0.73%	0.69%	0.79%	1.05%	0.81%			
主婦・内職	0.89%	0.00%	2.16%	1.13%	1.37%	1.13%	2.35%	2.30%
学生	0.08%	0.14%	0.00%	0.00%	0.00%			
年金生活者	7.70%	7.07%	8.64%	6.69%	6.22%	7.26%	5.02%	4.26%
生活保護受給者	17.36%	16.64%	18.47%	13.23%	11.71%	11.13%	6.97%	3.11%
無職	14.92%	14.15%	16.11%	13.23%	20.52%	20.00%	23.10%	22.30%
不明	1.38%	1.25%	1.18%	0.73%	1.70%	1.29%	1.54%	1.56%

*注 2008年調査以前は、「派遣社員」が含まれている。

(8) 住居形態

住居形態については、前回調査に引続き、「本人所有」が減少（3.67%→1.87%）、「家族所有」についても減少した（22.08%→20.26%）。

申立人の住居形態	23調査	20調査	17調査	14調査	11調査	08調査	05調査
本人所有	1.87%	3.67%	4.26%	6.86%	10.28%	8.08%	7.23%
家族所有	20.26%	22.08%	22.07%	22.04%	25.27%	28.87%	24.68%
持ち家でない	77.87%	74.25%	73.68%	71.10%	64.45%	63.05%	68.08%

(9) 同一家計の家族人数

同一家計の家族人数については、「単身」が2011年調査以降増加傾向にあり、今回調査においても1997年調査以降の最大値を更新した。

家族人数	23調査	20調査	17調査	14調査	11調査	08調査	05調査	02調査
単身	43.63%	35.97%	33.84%	30.40%	22.45%	18.20%	18.82%	20.10%
2人	25.39%	26.45%	22.62%	26.53%	25.45%	24.67%	23.87%	22.00%
3人	15.33%	16.29%	18.50%	19.03%	20.83%	21.31%	23.00%	21.17%
4人	8.84%	12.82%	12.36%	12.90%	15.72%	19.34%	18.29%	18.44%
5人	4.14%	4.76%	6.62%	7.10%	8.43%	9.75%	9.49%	10.67%
6人	1.54%	1.61%	3.31%	1.53%	3.57%	4.18%	3.40%	4.05%
7人	0.16%	0.56%	1.29%	1.05%	1.54%	1.39%	1.57%	1.99%
8人以上	0.24%	0.08%	0.08%	0.08%	0.24%	0.66%	0.70%	0.33%
記入漏れ	0.73%	1.45%	1.37%	1.37%	1.78%	0.49%	0.87%	1.24%

(10) 借入れから申立てまでの期間

借入れから申立てまでの期間については、2008年調査から調査項目に加えている。

前回調査と比較すると、「1年未満」「1年以上2年未満」は増加、「2年以上3年未満」「3年以上4年未満」「4年以上5年未満」は減少した。

「5年以上」で全体の82.81%を占める。

借入れから申立てまでの期間	23調査	20調査	17調査	14調査	11調査	08調査
1年未満	0.65%	0.16%	0.48%	0.81%	0.32%	0.57%
1年～2年未満	2.92%	2.02%	3.39%	1.53%	0.89%	2.46%
2年～3年未満	3.49%	3.79%	4.04%	2.02%	3.32%	4.59%
3年～4年未満	2.76%	4.27%	4.36%	2.10%	3.00%	5.08%
4年～5年未満	6.24%	7.74%	6.14%	5.48%	6.48%	6.15%
5年以上	82.81%	79.92%	78.51%	86.77%	84.52%	79.67%
記入漏れ	1.14%	2.10%	3.07%	1.29%	1.46%	1.48%

2 破産事件処理の実態

(1) 申立代理人の有無

調査対象者1233人について、弁護士が代理人として受任している申立人は1157人（93.84%）であり、司法書士に依頼しているものが54人（4.38%）、申立代理人無しが7人（0.57%）、不明が15人（1.22%）であった。

弁護士が代理人となっている割合がさらに増加し（90.56%→93.84%）、1997年調査以降の最大値である。専門家の関与がない申立てはさらに減少した（0.73%→0.57%）。

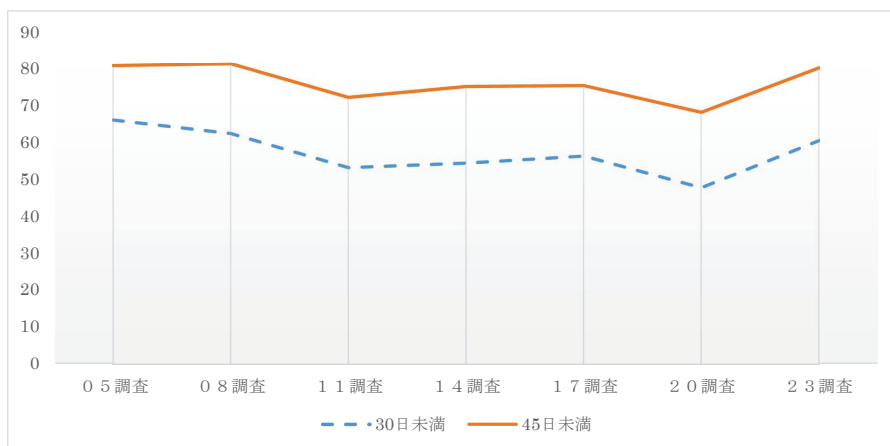
代理人の有無	23調査	人数	20調査	17調査	14調査	11調査	08調査	05調査
申立代理人有り	93.84%	1157	90.56%	86.91%	84.11%	79.09%	72.46%	67.60%
申立代理人無し	0.57%	7	0.73%	1.29%	2.66%	4.21%	11.15%	29.09%
司法書士に依頼	4.38%	54	7.58%	10.66%	13.06%	16.53%	16.23%	1.13%
不明・記入漏れ	1.22%	15	1.13%	1.13%	0.16%	0.16%	0.16%	2.18%

(2) 破産申立から破産開始決定までの期間

同時廃止事件における破産申立から破産開始決定までの期間の平均日数は29.4日となり、前回調査と比較して大幅に短縮した（前回調査の期間では39.28日）。

「30日未満」が60.36%（2005年調査：65.91%、2008年調査：62.24%、2011年調査：53.04%、2014年調査：54.27%、2017年調査：56.16%、前回調査：47.64%）、「45日未満」が80.00%（2005年調査：80.61%、2008年調査：81.12%、2011年調査：72.04%、2014年調査：74.99%、2017年調査：75.23%、前回調査：67.99%）を占める。

破産申立から破産開始決定までの期間	23調査	20調査	17調査	14調査	11調査	08調査	05調査
0日（即日）	0.00%	1.29%	0.00%	3.29%	1.28%	3.55%	4.21%
10日未満	16.97%	8.94%	13.49%	7.89%	13.55%	13.46%	21.63%
10日以上30日未満	43.39%	37.41%	42.67%	43.09%	38.21%	45.23%	40.07%
30日以上45日未満	19.64%	20.35%	19.07%	20.72%	19.00%	18.88%	14.70%
45日以上60日未満	8.36%	13.41%	11.40%	12.28%	10.99%	7.10%	7.40%
60日以上90日未満	8.00%	11.53%	9.07%	8.77%	8.54%	7.20%	7.12%
90日以上135日未満	2.67%	5.41%	2.91%	3.40%	5.44%	3.08%	3.46%
135日以上180日未満	0.73%	0.94%	0.70%	0.55%	1.71%	1.21%	0.75%
180日以上	0.12%	0.71%	0.00%	0.00%	1.28%	0.00%	0.37%
不明	0.12%	0.00%	0.70%	0.00%	0.00%	0.28%	0.28%



(3) 破産開始決定から免責決定までの期間

同時廃止事件における破産開始決定から免責決定までの期間の平均日数は66.9日である。(2)の破産申立から破産開始決定までの期間の平均日数が29.4日であることから、破産申立から免責決定までの総期間は平均期間が96.3日である。

破産開始決定から免責決定までの期間について、2017年調査以降「4か月未満」が減少傾向、「4か月以上5か月未満」が増加傾向にある。

破産開始決定から免責決定までの期間	23調査	20調査	17調査	14調査	11調査	08調査	05調査
4か月未満	92.95%	93.39%	99.18%	99.23%	99.25%	98.69%	96.20%
4か月以上5か月未満	6.44%	5.43%	0.59%	0.33%	0.32%	0.56%	2.28%
5か月以上6か月未満	0.00%	0.59%	0.23%	0.22%	0.00%	0.00%	0.47%
6か月以上7か月未満	0.12%	0.24%	0.00%	0.00%	0.11%	0.00%	0.28%
7か月以上8か月未満	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.32%	0.19%	0.00%
8か月以上9か月未満	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.09%	0.00%
9か月以上1年未満	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.09%	0.09%
1年以上1年半未満	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
1年半以上	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.09%	0.09%
不明	0.49%	0.35%	0.00%	0.22%	0.00%	0.28%	0.57%

(4) 破産終結内容

2002年調査以降、「同時廃止」が減少傾向にあり、管財事件が増加傾向にある。2011年調査以降、「取下げ」が2%台で推移している。

破産終結内容	23調査	20調査	17調査	14調査	11調査	08調査	05調査	02調査
同時廃止	66.91%	68.55%	69.47%	73.55%	76.82%	87.70%	93.03%	95.04%
異時廃止	26.85%	26.13%	23.83%	19.35%	14.91%	7.87%	4.53%	1.82%
配当終結	3.33%	2.26%	3.88%	3.39%	5.43%	2.13%	0.35%	0.25%
申立却下	0.16%	0.16%	0.08%	0.00%	0.16%	0.00%	0.00%	0.25%
申立棄却	0.08%	0.16%	0.00%	0.24%	0.08%	0.08%	0.09%	0.08%
取下げ	2.03%	2.02%	2.34%	2.82%	2.19%	1.64%	0.70%	1.24%
死亡終了	0.32%	0.16%	0.08%	0.16%	0.24%	0.00%	0.00%	0.00%
記入漏れ	0.32%	0.56%	0.32%	0.48%	0.16%	0.57%	1.31%	1.32%

(5) 免責意見申述の有無

免責意見が申述されている事件の割合は横ばいの傾向にあり、1997年調査以降、5%未満で推移している。

意見申述(異議申立)の有無	23調査	20調査	17調査	14調査	11調査	08調査	05調査
免責意見申述有り	2.27%	1.61%	2.02%	3.40%	3.73%	4.71%	3.51%
免責意見申述無し	92.86%	80.48%	85.30%	96.44%	90.84%	84.81%	95.35%
不明(記入漏れ)	4.87%	17.90%	12.68%	0.16%	5.43%	10.49%	1.14%

(6) 免責申立の結果

2000年調査以降、「免責不許可」は、1%未満で推移している。今回調査において、「免責不許可」は1233件中1件であった。

免責申立の結果	23調査	20調査	17調査	14調査	11調査	08調査	05調査
許可	96.84%	96.85%	96.77%	96.44%	96.67%	97.85%	97.63%
不許可	0.08%	0.00%	0.57%	0.00%	0.08%	0.17%	0.26%
申立却下・棄却	0.16%	0.16%	0.08%	0.24%	0.24%	0.08%	0.26%
取下げ	1.22%	1.37%	2.34%	2.75%	2.11%	1.57%	0.88%
死亡終了	0.41%	0.32%	0.08%	0.32%	0.24%	0.08%	0.09%
不明(記入漏れ含む)	1.30%	1.29%	0.16%	0.24%	0.65%	0.25%	0.88%

(7) 免責確定前の強制執行

強制執行を受けた件数は、前回調査と比較して大幅に増加し(7.50%→10.22%)、1997年調査以降最大値となっている。

強制執行の対象について、「動産執行」が激増(4.40%→12.23%)、「不動産執行」は激減した(38.46%→25.90%)。「給与等の債権執行」は増加した(57.14%→61.87%)。

強制執行(有無)	23調査	20調査	17調査	14調査	11調査	08調査	05調査
強制執行有り	10.22%	7.50%	8.08%	8.79%	6.81%	4.18%	4.36%
強制執行無し	89.38%	91.85%	91.20%	90.89%	91.82%	94.51%	95.03%
不明	0.41%	0.65%	0.73%	0.32%	1.38%	1.31%	0.61%
強制執行(対象)	23調査	20調査	17調査	14調査	11調査	08調査	05調査
動産	12.23%	4.40%	3.92%	4.59%	8.89%	1.85%	0.00%
不動産	25.90%	38.46%	33.33%	55.96%	57.78%	57.41%	38.78%
給与等の債権	61.87%	57.14%	62.75%	39.45%	33.33%	40.74%	61.22%

(8) 法テラス利用の有無

2017年調査から、申立てに際して法テラスを利用したか否かを質問事項に加えた。各地裁で申立書式が異なることから、法テラスを利用したか不明との回答が多い。前回調査と比較して、法テラスの利用が増加した。

男性と女性で、収入に関係するのか、女性が利用する割合が多い。

法テラス利用の有無	23調査	男性	女性	20調査	17調査
有り	43.55%	40.50%	47.94%	40.81%	37.32%
無し	29.68%	34.12%	23.38%	28.15%	30.78%
不明	26.76%	25.38%	28.68%	31.05%	31.91%

第3 個人再生記録調査結果分析

1 個人再生申立債務者の実像

(1) 申立理由（多重債務に陥った原因）

個人再生債務者が多重債務を負担するに至った主たる理由は、次の表のとおりである（複数回答）。

負債原因の1位は調査開始以来「生活苦・低所得」で変わらないが、その割合は2002年調査開始以来の最大値（38.94%）を記録した。

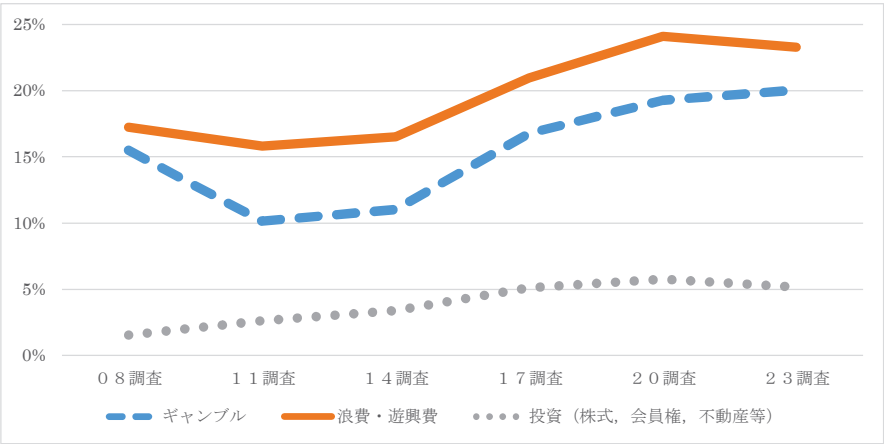
前回調査から比較すると、「負債の返済（保証以外）」（16.87%→13.58%）、「保証債務」（4.02%→2.46%）、「第三者の債務の肩代わり」（5.62%→3.23%）、「教育資金」（12.05%→9.83%）が目立って減少している。「給料の減少」（11.51%→16.56%）は大幅に増加した。

長期的傾向としては「住宅購入」が2011年調査から、「保証債務」「事業資金」が2014年調査から減少を続けている。

2017年調査で大幅に増加していた「ギャンブル」は今回も増加（19.28%→20.05%）し、2002年調査開始以来の最大値を更新した。「浪費・遊興費」（24.10%→23.29%）（株式、会員権、不動産等）は僅かに減少し、頭打ちとなったが依然として高い値を示している。「投資」（5.76%→5.17%）は僅かに減少した。

「ギャンブル」「浪費・遊興費」を原因とする個人再生は、破産の場合と比較するとその割合は高く（ギャンブル：破産9.89%・再生20.05%、浪費・遊興費：破産12.81%・再生23.29%）、破産における免責不許可のリスク回避のために個人再生手続を利用する傾向があることをうかがわせる。

投資（株式、会員権、不動産等）	5.17%	5.76%	5.11%	3.39%	2.62%	1.54%	3.33%
クレジットカードによる購入	12.81%	14.06%	8.91%	6.07%			11.68%
その他	19.40%	12.99%	16.78%	15.54%	16.68%	18.69%	15.98%



(2) 個人再生申立債務者の年齢・性別

個人再生申立債務者の年齢・性別は、以下の表のとおりである。

「40歳代」（38.02%→30.53%）が大幅に減少し、「50歳代」（25.30%→28.85%）、「60歳代」（6.02%→9.44%）が増加した。「50歳代」、「60歳代」は、ともに2002年調査開始以来の最大値を更新した。

性別について、破産の場合でも、男性が女性に比べて若干多いものの、個人再生の場合は、2002年調査開始以降、男性が約8割を占める状態が続いている。

【年齢】

年代	23調査	20調査	17調査	14調査	11調査	08調査	23破産
20歳未満	0.00%						0.00%
20歳代	7.37%	6.56%	6.03%	6.64%	5.23%	12.52%	11.52%
30歳代	22.64%	23.43%	26.34%	23.73%	23.34%	32.37%	14.84%
40歳代	30.53%	38.02%	38.40%	34.32%	43.51%	29.48%	19.22%
50歳代	28.85%	25.30%	22.41%	25.56%	20.72%	20.62%	25.63%
60歳代	9.44%	6.02%	4.85%	8.33%	6.32%	4.53%	16.71%
70歳代以上	1.16%	0.54%	1.57%	1.41%	0.87%	0.29%	11.84%
不明	0.00%	0.13%	0.39%	0.00%	0.00%	0.19%	0.24%

【性別】

性 別	23調査	20調査	17調査	14調査	11調査	08調査	23破産
男性	82.66%	82.73%	82.44%	79.94%	79.39%	76.97%	58.48%
女性	17.34%	17.14%	17.30%	19.92%	20.50%	22.93%	41.28%
不明	0.00%	0.13%	0.26%	0.14%	0.11%	0.10%	0.24%

(3) 収入

個人再生手続では、「継続的収入の見込み」「弁済計画の履行可能性」が要件とされていることから、破産債務者と比較して再生債務者の収入が高い。

破産債務者の平均月収が13万8038円であるのに対して、再生債務者の平均月収は26万0470円である。前回調査（26万1323円）との比較では、僅かに減少している。

月収帯	23調査	男性	女性	20調査	17調査	14調査	11調査	08調査	23破産
5万円未満	0.52%	0.47%	0.75%	0.54%	0.52%	0.99%	0.22%	0.58%	16.87%
5万円以上10万円未満	1.94%	0.47%	8.96%	1.07%	2.62%	3.95%	2.62%	4.34%	16.71%
10万円以上15万円未満	5.30%	2.97%	16.42%	4.82%	6.68%	9.32%	10.47%	10.40%	24.01%
15万円以上20万円未満	15.91%	13.30%	28.36%	17.67%	18.74%	18.36%	18.87%	18.98%	16.06%
20万円以上25万円未満	25.36%	26.45%	20.15%	23.43%	22.28%	20.90%	22.57%	23.03%	12.49%
25万円以上30万円未満	22.51%	23.94%	15.67%	23.29%	18.61%	15.96%	17.56%	19.27%	6.89%
30万円以上	27.04%	31.14%	7.46%	27.31%	27.26%	27.12%	25.30%	21.48%	6.33%
不明	1.42%	1.25%	2.24%	1.87%	3.28%	3.39%	2.40%	1.93%	0.65%

(4) 負債額

今回調査から、住宅資金特別条項の対象債務額を含んだ総額をもって負債額とした。前回調査までは、負債額に住宅資金特別条項の対象債務額を含んだ額と含まない額が混在していたため、次の表は参考値として掲載する。

今回調査からは、負債額とともに、住宅資金特別条項の対象債務額及び住宅資金特別条項の対象債務額が総債務額に占める割合についても調査項目とした。

【負債額】

負債額帯	23調査	男性	女性	20調査	17調査	14調査	11調査	08調査
100万円未満	1.16%	1.25%	0.75%	0.80%	0.66%	0.99%	0.65%	0.87%
100～200万円未満	2.20%	2.03%	2.99%	1.61%	1.83%	1.98%	5.02%	3.85%
200～300万円未満	3.75%	2.19%	11.19%	5.09%	5.24%	6.64%	7.96%	12.33%
300～400万円未満	6.73%	6.10%	9.70%	8.30%	6.82%	8.33%	9.38%	12.33%
400～500万円未満	6.60%	5.48%	11.94%	8.57%	9.04%	6.92%	6.00%	10.60%
500～600万円未満	8.93%	9.08%	8.21%	11.51%	9.04%	7.06%	6.11%	6.45%
600～700万円未満	7.24%	6.26%	11.94%	6.16%	5.37%	5.65%	5.89%	3.66%
700～1000万円未満	10.09%	10.02%	10.45%	13.92%	11.93%	10.45%	5.78%	10.12%
1000～2000万円未満	17.08%	17.68%	14.18%	20.35%	16.64%	17.94%	18.21%	15.61%

2000～3000万円未満	16.69%	18.62%	7.46%	12.45%	15.99%	16.53%	17.99%	12.62%
3000～4000万円未満	11.38%	12.52%	5.97%	7.50%	10.48%	11.30%	11.12%	6.45%
4000～5000万円未満	4.27%	4.38%	3.73%	2.28%	3.28%	2.97%	2.94%	2.41%
5000万円～1億円未満	2.72%	3.29%	0.00%	0.80%	1.97%	2.12%	1.74%	1.06%
1億円以上	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.26%	0.28%	0.00%	0.10%
不明	1.16%	1.10%	1.49%	0.67%	1.44%	0.85%	1.20%	1.54%

【住宅資金特別条項の対象債務額】

対象債務額	23調査
～1000万円未満	20.82%
1000万円～2000万円未満	37.14%
2000万円～3000万円未満	31.02%
3000万円～4000万円未満	8.98%
4000万円～5000万円未満	1.63%
5000万円～6000万円未満	0.41%

【住宅資金特別条項の対象債務額が債務額に占める割合】

割合	23調査
～10%未満	2.45%
10～20%未満	1.63%
20～30%未満	2.04%
30～40%未満	4.08%
40～50%未満	9.39%
50～60%未満	12.24%
60～70%未満	23.67%
70～80%未満	22.86%
80～90%未満	17.14%
90～100%未満	2.04%
100%	0.41%
不明	2.04%

(5) 債権者数

債権者数については、2011年調査以降大きな変化は見られない。

10人未満の割合が減少（72.56%→69.73%）、10人以上20人未満の割合が増加（26.24%→29.24%）し、平均についても、僅かに増加（7.91→8.21人）した。なお、破産事件の債権者数平均は6.81人である。

債権者数	23調査	20調査	17調査	14調査	11調査	08調査	05調査	02調査
10人未満	69.73%	72.56%	72.87%	75.64%	70.67%	65.13%	53.25%	36.61%
10人以上20人未満	29.24%	26.24%	26.08%	23.37%	28.35%	33.33%	43.81%	55.89%
20人以上30人未満	0.78%	1.07%	0.66%	0.85%	0.33%	0.77%	1.47%	4.58%

30人以上40人未満	0.00%	0.13%	0.13%	0.00%	0.00%	0.10%	0.00%	1.07%
40人以上50人未満	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.19%
50人以上	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.19%
不明	0.26%	0.00%	0.26%	0.14%	0.65%	0.67%	1.47%	1.46%

(6) 債権者の属性

「民間金融機関」が若干増加（6.15%→8.68%）したが、全体的に前回調査から大きな変化はない。

種別		23調査	20調査	17調査	14調査	11調査	08調査	23破産
民間金融機関		8.68%	6.15%	7.97%	11.76%	8.99%	7.55%	4.50%
政府系金融機関(奨学金)		0.53%	1.00%	1.39%	5.29%	5.08%	4.39%	0.81%
政府系金融機関(奨学金以外)		1.63%	2.14%	2.21%				2.47%
登録貸金業者		55.11%	57.03%	52.42%	58.42%	67.59%	75.41%	46.00%
保証系	保証会社(銀行系)	13.50%	15.29%	15.16%	13.00%	11.86%	6.85%	9.36%
	保証会社(貸金系)	2.47%	2.29%	1.96%				2.67%
	サービサー(銀行系)	4.25%	3.75%	3.30%				3.48%
	サービサー(貸金系)	4.38%	4.27%	3.05%				6.07%
	その他・不明	2.06%	1.34%	3.51%				2.06%
無登録貸金業者		0.03%	0.02%	0.03%	0.17%	0.14%	0.12%	0.45%
医療関係		0.05%	0.05%	0.10%	0.09%	0.06%	0.06%	0.65%
税金・社会保険		0.16%	0.22%	0.56%	0.79%	0.35%	0.23%	2.10%
その他債権者		7.15%	6.46%	8.34%	10.48%	5.94%	5.42%	19.38%

(7) 職業

個人再生手続は、弁済計画の履行が必要とされていることから、継続的な収入が予定されている給与生活者の割合が90.17%と大半を占める（破産：53.61%）。正社員の割合に至っては、79.43%と破産と大差がある（破産：31.47%）。

申立人の職業	23調査	小規模	給与者	20調査	17調査	14調査	11調査	08調査	23破産
給与生活者(正社員)	79.43%	81.99%	86.93%	83.00%	78.77%	73.73%	76.99%	84.97%	31.47%
給与生活者 (正社員以外)	10.74%	9.60%	9.80%	9.64%	11.14%	11.72%	12.43%	8.19%	22.14%
自営・自由業	5.05%	6.73%	0.65%	5.49%	6.29%	12.01%	8.72%	5.59%	3.33%
会社役員	0.52%	0.00%	1.96%	1.07%	1.31%				0.73%
主婦・内職	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.11%	0.00%	0.89%
学生	0.00%	0.17%	0.65%	0.00%	0.00%				0.08%
年金生活者	1.03%	0.00%	0.00%	0.27%	1.18%	1.84%	0.87%	0.58%	7.70%
生活保護受給者	0.00%	0.84%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.11%	0.00%	17.36%

無職	0.13%	0.00%	0.00%	0.00%	0.39%	0.14%	0.11%	0.00%	14.92%
その他・記入漏れ	3.10%	0.67%	0.00%	0.54%	0.92%	0.56%	0.65%	0.67%	1.38%

*注 2008年調査以前は、「派遣社員」が含まれている。

(8) 住居形態

個人再生手続の制度趣旨のとおり、住宅を所有している者の利用が44.63%であり、破産（1.87%）に比べ圧倒的に多い。

経年の比較では、本人所有の割合が増加（37.88%→44.63%）している。

申立人の住居形態	23調査	小規模	給与者	20調査	17調査	14調査	11調査	08調査	23破産
本人所有	44.63%	45.36%	42.01%	37.88%	45.22%	45.90%	54.20%	38.05%	1.78%
家族所有	13.97%	15.07%	10.06%	12.99%	13.76%	13.28%	13.20%	18.59%	19.30%
持ち家でない	38.94%	37.25%	44.97%	43.11%	34.60%	33.47%	29.12%	34.10%	74.21%
記入漏れ	2.46%	2.32%	2.96%	6.02%	6.42%	7.34%	3.49%	9.25%	4.70%

(9) 同一家計の家族人数

「単身」（23.43%→27.30%）が増加し、2002年調査開始以来過去最大値となっており、2011年調査以降、顕著な増加を続けている。

家族人数	23調査	小規模	給与者	20調査	17調査	14調査	11調査	08調査	23破産
単身	27.30%	26.82%	28.99%	23.43%	18.22%	15.40%	12.43%	15.70%	43.63%
2人	19.66%	19.70%	19.53%	19.14%	18.22%	20.48%	16.25%	14.64%	25.39%
3人	19.66%	19.87%	18.93%	19.95%	21.49%	25.14%	23.01%	20.13%	15.33%
4人	22.12%	21.52%	24.26%	20.88%	24.51%	23.02%	26.72%	27.07%	8.84%
5人	6.34%	6.95%	4.14%	9.77%	10.35%	10.03%	13.30%	12.72%	4.14%
6人	2.98%	2.81%	3.35%	3.08%	3.67%	3.81%	4.47%	5.97%	1.54%
7人	0.52%	0.00%	0.59%	0.80%	1.05%	0.71%	1.64%	1.64%	0.16%
8人以上	0.00%	0.00%	0.00%	0.54%	0.13%	0.28%	0.65%	0.29%	0.24%
記入漏れ	1.42%	1.82%	1.96%	2.41%	2.36%	1.13%	1.53%	1.83%	0.73%

(10) 借入れから申立てまでの期間

借入れから申立てまでの期間については、2008年調査から調査項目に加えている。

「2年以上3年未満」が2014年調査から、「3年以上4年未満」「4年以上5年未満」が2017調査から減少を続けており、「5年以上」は2017年調査から増加を続けており、今回調査でも一定程度の増加（83.67%→86.30%）が見られ、全体として長期化の傾向が読み取れる。

借入れから申立てまでの期間	23調査	20調査	17調査	14調査	11調査	08調査	23破産
1年未満	0.13%	0.13%	0.00%	0.42%	0.11%	0.10%	0.65%
1年～2年未満	0.78%	0.80%	1.97%	1.55%	0.33%	1.73%	2.92%
2年～3年未満	2.07%	2.41%	2.88%	3.25%	1.64%	4.62%	3.49%
3年～4年未満	3.23%	4.15%	5.24%	2.26%	1.96%	5.20%	2.76%
4年～5年未満	5.30%	5.62%	5.77%	4.10%	3.60%	6.84%	6.24%
5年以上	86.30%	83.67%	80.08%	87.99%	89.97%	78.71%	82.81%
記入漏れ	2.43%	3.21%	4.06%	0.42%	2.40%	2.79%	1.14%

2 個人再生申立事件の実態

(1) 申立代理人の有無

申立代理人による申立ての割合は2011年調査以降増加を続けており、今回調査では2002年調査開始以来の最大値（88.10％）を記録した。

司法書士に依頼する割合は2011年調査以降減少を続けており、同調査と比較して約半減（21.92％→10.35％）している。

破産との比較では、申立代理人による申立ては破産の方が多い（破産93.84％、再生88.10％）が、司法書士の関与は再生の方が多い（破産4.38％、再生10.35％）。

代理人の有無	23調査	小規模	給与者	20調査	17調査	14調査	11調査	08調査	05調査	23破産
申立代理人有り	88.10%	88.08%	88.17%	84.87%	82.18%	78.67%	77.75%	78.42%	85.33%	93.84%
申立代理人無し	0.13%	0.17%	0.00%	0.00%	0.13%	0.28%	0.11%	0.58%	10.54%	0.57%
司法書士に依頼	10.35%	10.60%	9.47%	12.05%	16.12%	20.06%	21.92%	20.04%	3.30%	4.38%
不明・記入漏れ	1.42%	1.16%	2.37%	3.08%	1.57%	0.99%	0.22%	0.96%	0.82%	1.22%

(2) 個人再生申立から開始決定までの期間

個人再生申立から開始決定までの期間は平均40.0日と前回調査（41.6日）より若干短縮されている。

個人再生申立から開始決定までの期間	23調査	小規模	給与者	20調査	17調査	14調査	11調査	08調査	05調査
10日未満	6.47%	6.57%	6.08%	6.45%	9.59%	8.99%	10.62%	15.62%	18.03%
10日以上30日未満	36.21%	36.13%	36.49%	38.56%	41.28%	42.81%	36.40%	38.94%	46.12%
30日以上45日未満	19.54%	19.71%	18.92%	19.21%	23.55%	24.84%	18.85%	22.45%	17.93%
45日以上60日未満	12.50%	13.32%	9.46%	13.93%	11.34%	9.97%	10.26%	10.63%	8.96%
60日以上90日未満	14.94%	13.87%	18.92%	13.05%	8.28%	8.99%	11.10%	8.57%	6.45%
90日以上135日未満	7.47%	7.66%	6.76%	7.48%	4.65%	4.08%	7.28%	3.04%	1.91%
135日以上180日未満	2.59%	2.55%	2.70%	1.17%	1.02%	0.33%	3.58%	0.54%	0.30%
180日以上	0.29%	0.18%	0.68%	0.15%	0.29%	0.00%	1.91%	0.22%	0.30%

(3) 開始決定から認可決定までの期間

開始決定から認可決定までの期間の平均日数は113.2日であり、前回調査（114.96日）から若干短縮されている。

申立から開始決定までの期間の平均期間は40.0日であることから、個人再生申立から認可決定までの総期間は平均153.2日である。破産では、破産申立から免責決定までの総期間は平均96.3日であった。

開始決定から認可決定までの期間	23調査	小規模	給与者	20調査	17調査	14調査	11調査	08調査	05調査
4か月未満	65.57%	63.94%	70.27%	63.09%	64.44%	62.11%	61.12%	63.78%	56.96%
4か月以上5か月未満	27.26%	27.87%	25.00%	26.48%	25.83%	31.54%	28.42%	29.19%	29.84%
5か月以上6か月未満	5.88%	6.38%	4.05%	7.41%	6.97%	5.20%	7.37%	5.30%	10.99%
6か月以上7か月未満	1.15%	1.28%	0.68%	1.66%	2.18%	0.98%	1.78%	0.97%	2.02%
7か月以上8か月未満	0.14%	0.18%	0.00%	0.76%	0.29%	0.16%	0.36%	0.22%	0.00%
8か月以上9か月未満	0.00%	0.00%	0.00%	0.30%	0.00%	0.00%	0.48%	0.22%	0.10%
9か月以上1年未満	0.00%	0.00%	0.00%	0.30%	0.00%	0.00%	0.24%	0.11%	0.00%
1年以上1年半未満	0.00%	0.36%	0.00%	0.00%	0.29%	0.00%	0.24%	0.11%	0.10%
1年半以上	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.11%	0.00%

(4) 終結内容

個人再生事件の終結内容の割合は次のとおりである。前々回、前回に続いて認可決定が9割を超えている。

終結原因	23調査	小規模	給与者	20調査	17調査	14調査	11調査	08調査	05調査
認可決定	90.30%	90.76%	86.05%	91.70%	91.35%	88.56%	92.15%	90.18%	92.21%
不認可決定	0.00%	0.33%	0.58%	0.40%	0.52%	00.14%	0.22%	0.38%	0.18%
申立却下	0.00%	0.17%	0.58%	0.27%	0.00%	00.14%	0.33%	0.19%	0.18%
取下げ	5.69%	4.62%	9.30%	0.00%	3.41%	04.24%	4.14%	5.68%	4.12%
廃止	2.72%	2.81%	2.33%	4.15%	2.23%	02.97%	1.42%	2.12%	2.20%
申立棄却	0.39%	0.33%	0.58%	2.14%	0.13%	00.56%	1.74%	1.44%	1.10%
死亡終了	0.26%	0.33%	0.00%	0.13%	0.39%	00.14%			
記入漏れ他	0.65%	0.66%	0.58%	1.20%	1.97%	3.25%			

(5) 債権者の不同意の有無・割合

小規模個人再生事件における債権者の再生計画に対する不同意債権者「無し」の割合は、573件中543件、94.76%であり、2005年調査以降、90%を超える高い割合を維持している。

再生計画が否決されるのは、不同意の回答が、①議決権者総数（頭数）の2分の1以上ある場合、②議決権総額（債権額）の2分の1を超える場合である。①債権者の2分の1以上のケースは0件（前回調査：0件、2017年調査：1件、2014年調査：1件）であったが、②債権額の2分の1を超えたケースは10件（前回調査11件、2017年調査：9件、2014年調査：11件）あった。

再生計画に対する不同意の有無	23調査	20調査	17調査	14調査	11調査	08調査	05調査
不同意債権者無し	94.76%	93.90%	91.33%	93.75%	95.16%	96.48%	97.17%
不同意債権者有り	5.24%	6.10%	8.67%	6.25%	4.84%	3.52%	2.83%

不同意の割合（金額）	23調査	20調査	17調査	14調査	11調査	08調査	05調査
〔債権額の内〕 1%未満	6.67%	6.25%	4.08%	5.71%	3.45%	4.76%	6.25%
〔債権額の内〕 10%未満	16.67%	25.00%	22.45%	11.43%	10.34%	28.57%	31.25%
〔債権額の内〕 30%未満	40.00%	21.88%	40.82%	31.43%	58.62%	33.33%	37.50%
〔債権額の内〕 50%以下	3.33%	12.50%	14.29%	20.00%	24.14%	19.05%	6.25%
〔債権額の内〕 75%未満	33.33%	21.88%	4.08%	25.71%	3.45%	14.29%	6.25%
〔債権額の内〕 75%以上	0.00%	12.50%	14.29%	5.71%	0.00%	0.00%	12.50%
不同意の割合（件数）	23調査	20調査	17調査	14調査	11調査	08調査	05調査
〔債権者の頭数〕 1%未満	3.33%	3.13%	2.04%	5.71%	0.00%	0.00%	0.00%
〔債権者の頭数〕 10%未満	26.67%	12.50%	30.61%	20.00%	37.93%	28.57%	37.50%
〔債権者の頭数〕 30%未満	70.00%	71.88%	59.18%	65.71%	55.17%	71.43%	56.25%
〔債権者の頭数〕 50%未満	0.00%	12.50%	6.12%	5.71%	6.90%	0.00%	6.25%
〔債権者の頭数〕 50%以上	0.00%	0.00%	2.04%	2.86%	0.00%	0.00%	0.00%

(6) 開始決定前の強制執行の有無・内容

強制執行無しが90%を超える状況は2005年調査以降維持されている。

今回調査では、これまでほとんど見られなかった動産執行が9件報告されたことが特徴的であった。破産でも同様の傾向を示しており、債務整理全体の傾向と言えそうである。

強制執行（有無）	23調査	20調査	17調査	14調査	11調査	08調査	05調査	23破産
強制執行有り	4.92%	6.70%	6.55%	6.36%	5.78%	2.79%	4.03%	10.22%
強制執行無し	95.08%	93.30%	92.53%	93.64%	92.80%	95.86%	93.03%	89.38%
不明	0.00%	0.00%	0.92%	0.00%	1.42%	1.35%	2.93%	0.41%
強制執行（対象）	23調査	20調査	17調査	14調査	11調査	08調査	05調査	23破産
動産	18.37%	1.92%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	12.23%
不動産	16.33%	13.46%	17.65%	32.61%	33.33%	24.14%	9.09%	25.90%
給与等の債権	65.31%	84.62%	82.35%	67.39%	66.67%	75.86%	90.91%	61.87%

(7) 個人再生委員の選任の有無

個人再生委員の選任の有無については、２００８年調査から調査項目に加わった。

全職務について選任された割合は、２０１４年調査まで増加を続けたが、２０１７年調査では減少し、今回調査では若干増加している（１５．６６％→１７．２１％）。

前回急増を見せた「評価手続」に選任された割合（２０１７年：０．１０％→２０２０年：４．０２％）は、今回減少（０．１３％）し、従前の２０１４調査、２０１７調査と同様の水準となった。

小規模個人再生に比べ給与取得者等再生事件で個人再生委員が選任される割合が高くなっている。

水戸、前橋、東京、新潟、長崎、熊本では、報告された全件（不明・記載漏れ除く）で個人再生委員が選任されていた。

再生委員選任	人数	23調査	小規模	給与者	20調査	17調査	14調査	11調査	08調査
有り「全職務」	133	17.21%	14.74%	26.04%	15.66%	20.20%	23.73%	18.54%	17.24%
有り「評価手続」	1	0.13%	0.00%	0.59%	4.02%	0.10%	0.14%	0.76%	0.29%
有り「その他・不明」	43	5.56%	5.63%	5.33%	0.13%	0.00%	0.00%	1.09%	0.19%
無し	578	74.77%	77.32%	65.68%	78.05%	76.80%	73.16%	77.54%	80.15%
不明・記入漏れ	18	2.33%	2.32%	2.37%	2.14%	2.90%	2.97%	2.07%	2.12%
合計	773	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

(8) 住宅資金特別条項の利用の有無と利用条項

今回調査では利用の割合は増加した（３７．９９％→４１．０５％）。

「住宅資金特別条項の内容」として１９９条１項の割合が若干減少（３４．７４％→３３．０３％）し、１９９条４項（１０年を超える期限の猶予）の割合が増加（１．４９％→６．５８％）している。

住宅資金特別条項	23調査	小規模	給与者	20調査	17調査	14調査	11調査	08調査	05調査
有り(199条1項)	33.03%	34.06%	29.34%	34.74%	39.74%	37.01%	52.67%	36.99%	35.47%
有り(199条2項)	0.26%	0.00%	1.20%	0.41%	0.79%	0.71%			
有り(199条3項)	0.26%	0.17%	0.60%	0.54%	0.92%	0.99%			
有り(199条4項)	6.58%	7.42%	3.59%	1.49%	2.11%	4.52%			
有り(その他)	0.13%	0.00%	0.60%	0.00%	0.13%	0.42%			
有り(不明他)	0.79%	0.67%	1.20%	0.81%	0.39%	0.28%			
無し	58.95%	57.67%	63.47%	62.01%	55.92%	56.07%	47.11%	62.04%	63.98%
不明・記入漏れ	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.22%	0.96%	0.55%

(9) 法テラス利用の有無

前回調査から、申立てに際して法テラスを利用したか否かを質問項目に加えたが、申立書等から利用の有無が判断できないケースが多く、今回も５０％以上が法テラスを利用したか「不明」であった。データとしては、前回調査と大きな変化はない。

有効データだけからの分析となるが、破産と比較して法テラスを利用する割合が低い。

利用の有無	23調査	23男性	23女性	20調査	17調査	23破産
有り	6.08%	4.85%	11.94%	5.49%	6.68%	43.55%
無し	37.77%	39.12%	31.34%	39.22%	38.93%	29.68%
不明	56.14%	56.03%	56.72%	55.29%	54.39%	26.76%